

## 議 事 日 程

平成 2 6 年 第 3 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 2 6 年 9 月 1 0 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	調査報告	総務経済常任委員会所管事務調査報告
日程第 7	調査報告	社会文教常任委員会所管事務調査報告
日程第 8	陳情第 1 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情
日程第 9		一般質問
日程第 1 0	議案第 4 1 号	浜中町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について
日程第 1 1	議案第 4 2 号	浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 4 3 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
日程第 1 3	議案第 4 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 1 4	議案第 4 5 号	公の施設の指定管理者の指定について

日程第 1 5	議案第 4 6 号	平成 2 6 年度浜中町一般会計補正予算 (第 2 号)
---------	-----------	------------------------------

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成26年第3回浜中町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番成田議員及び6番中山議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。  
これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮します。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から11日までの2日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの2日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) 本日は、第3回浜中町議会定例会に議員全員の出席をいただき、

誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎日程第6 総務経済常任委員会所管事務調査報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 所管事務調査報告をします。

本件については、総務経済常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） (調査報告朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 委員長より口頭報告を求めます。

4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） (口頭報告朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

---

### ◎日程第7 社会文教常任委員会所管事務調査報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 所管事務調査報告をします。

本件については、社会文教常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。職員に報告を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （調査報告朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 委員長より口頭報告を求めます。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） （口頭報告朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

---

## ◎日程第8 陳情第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 陳情第1号を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （陳情第1号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

陳情第1号は、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第1号を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(波岡玄智君) 起立多数です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

---

## ◎日程第8 一般質問

---

○議長(波岡玄智君) 日程第9 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

○議長(波岡玄智君) 1番田甫議員。

○1番(田甫哲朗君) 早速ですが質問に入らせていただきたいと思います。通告書で示していますとおり、まず浜中町津波避難計画の策定状況について伺いたいと思います。

昨年6月議会での答弁では、地震津波に特化したソフトハード対策の対策計画を25年度中に作成し冊子等にして示したいと答えられております。またソフト対策で真っ先に取り組まなければならないものは、地域ごとの自主防災組織の設立、その為には先進事例を参考にしながら、まず地域に入っていくって積極的に対話を重ねていきたいという答弁がされております。これを踏まえまして、現在までの経過と状況を示していただきたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(小原康夫君) 浜中町津波避難計画と地域毎の関係についてお答えいたします。今、言われましたとおり、昨年6月議会では浜中町津波避難計画については25年度内に素案を作成しまして、25年度内には策定したいと言うことで回答しております。

まず、この津波避難計画ですが、策定状況については北海道より策定指針が出ております。さらに近隣町村の事例も参考に、町長が作成すべき素案は作りました。ですがその後、多くの気象の災害がありまして、今日まで出来ていないことであります。反省しております。町民の参画があつての津波避難計画であります。各海岸地区、自治会、町内会、入らずじまいで現在に至っている状況であります。入れなかったことに伴いまして、地域毎にこういった自主防災組織内の活動についても出来なかった状況でありま

す。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 遅れている要因というのは、他の災害等による対応にあたった為出来なかったと答えられたのかと思いますけれども、簡単に言って人手が足りないということではないのでしょうか。以前にも私質問しております、防災対策室3名だけで果たして良いんですかということで質問した折には、町長、副町長の方からは他の課も協力体制を取っていききたいという答弁があります。

今後、今の体制のままで一年度先送りして、26年度中には出来るんですかとお尋ねしたいですけれども、その辺はどうでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 今言われました災害対応の件について、実際問題、昨年平成25年は20数年来の茶内ノコベリベツ川の氾濫など、想定を超えるものが数件ありました。冬季にあたっては、通行止めになり避難所の開設等もございました。それでマンパワー不足と言われればそうかもしれませんが、これらの対応については、全職員が全ての部署においても、こういった部分の対応はしております。

実際取りまとめや、今言われましたマニュアルまだ作っておりませんけれども、対応で災害後も追われたのは現実でございます。そして実際の災害ですけれども、今までなら雨が降った場合についても少々の災害があったと重いますが、日数的にも事務処理に時間がかかっていた現実もでございます。それが何度も続いたことによりまして、先ほど言いましたけれども、今後はこれらの部分、前回ありました事例等は、今後の参考にしていきますので、もう少し速やかに事務処理が可能と思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** お聞きしているのは、今の3名体制で、今後この計画どおり進めていけるんですかということを知っております。これに対しては副町長も他の職員もどんどん地域に入っていきたいという答弁をされております。

それで今後の見通しとして、現体制で十分であるというふうに考えておられますか。

**○議長（波岡玄智君）** 申し添えますけれども、答弁は的確に質疑に対しての核心的な答弁に心がけてください。

副町長。

**○副町長（松本賢君）** 人員の問題であります。3名体制ということで、それまでの過



程については、人数の問題もありましたが、出来る限り対策室に人員を配置いたしました。

現在、昨年やるということが素案は出来ておりますが、入れなかったということでありまして、今後は早々にまちづくり懇談会がありますので、まちづくり懇談会の中で今後、別途時間がありますから内容等について、地域とのやりとりはするという担当室長の話であります。それで人力的な問題ではありますが、担当課ではこれで何とかやるというお話でありますから、まずやってもらって、その上で問題があればということですが、全体的な職員の体制は欠員状態がかなり多いので、その中でやりくりするというような状況が続いておりますけれども、その意味では、まず現在のところはやるということで進んでおりますので、何とかまちづくり懇談会の折には、次に繋げる道筋を確実につけて、そして地域に入っていきたいとは思っております。そう考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 再度確認しておきます。前回、地域防災計画という凄い部数のものが出来上がった後に、今後は浜中町津波避難計画という津波避難に特化したものを策定していく為のハード・ソフト面の内容を盛り込んだものを策定すると答えられております。再度伺います。これはいつくらいを予定に示していただけるかを答えていただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** いつくらいまでにとということでございますので、浜中町津波避難計画については、今年のまちづくり懇談会もありますので、この中で私の方から、これらの津波避難計画の部分の内容等を詳しく説明させていただきまして、間違いなく26年度内には策定できる見込みでおります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** まちづくり懇談会で津波避難計画について説明されると今おっしゃいましたけれども、要は素案は出来ていると捉えて良いのかと思えます。それを町民にも目に見える形、冊子等にして示していただけるというふうに理解してよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** まちづくり懇談会が開かれますので、その会場ではな

くて、内容がその時間で説明、意見等を聞いたり出来ることが時間的に取れないと思いますので、まちづくり懇談会の中で日程を調整させていただきまして、まちづくり懇談会が終わった後に、新ためて浜中町津波避難計画についての打合せを、各17海岸自治会町内会さんをお願いしたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 解りました。この件については、早急に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、津波避難訓練への参加率の向上について伺いたいと思えます。まず町長にお聞きしたいと思えます。昨年11月7日に行われた衆議院議員災害対策特別委員会で、高知県黒潮町大西町長の参考人招致としての意見陳述の速記録を、お読みいただいたかと思えますけれども、それを読んだ町長の率直な感想をお聞かせいただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 議事録といいますか、報告書につきましては見させてもらいました。その中で感じたということは黒潮町の津波の高さ含めて大変大きな状況の中で言われているということで、たくさんの対策をこの町ではやられているというふうに聞き取りました。

そしてまた若い町長でありまして、積極的に住民参加のまちづくりといえますか、住民参加の防災計画作りも含めて、きちんとやっているということでも言われております。そして3つの特性を持った推進体制を含めて進めているということで、国会の中で高く評価されたというふうに思っております。その発想自体、大変積極的に取り組みの姿を見せておりますので、今後もし我が町でも使えるものが、また参考になることがあれば使っていきたいと思っております。感想としては、もの凄いいことをやっているというふうに感じたところであります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 全く同じことを私も感じました。ただ一つ私が感じたのは、本来、当然避難対象者が自ら危機意識を持って対応するのが、防災対策だと思えます。

しかしながら現状を踏まえた中で、この黒潮町もそうですけれども、ある程度までは行政がやはりこれは引っ張っていかなければ、こういうものというのは進んでいかないと、それに向けて大西町長の取り組みというのは素晴らしいものだと私は感じました。今年6月議会で7番議員への答弁では、今後、一方通行などの対策を考えるにして

も、先ず避難訓練参加率を向上し渋滞状況など、そこから見える課題を把握することからだと思えば、それで今後、危機感を如何に高めていくか広報誌を通じ周知と啓蒙を図りたいと答えられております。全くそのとおりでございまして、出てきた課題を精査、数値化し関係機関、振興局、北海道警察なりに、こういう現状だということを示すことがこの対策、実現への近道ではないかと考えます。

ただ、従前どおり周知と啓蒙を図るというだけで、果たして参加率の向上ができるでしょうか。今年の5月に行われた避難訓練でも顕者になっております。20.6%。これが震災直後の24年の時は32.1%。

例えば、ゆうゆ24年度は253名の避難者、今年は126名で127名の減です。MO-TTOかぜで、24年度230名、今年は105名で125名の減、茶内コミュニティセンター、24年度は167名、今年は67名で100人の減と、これを見ただけでも3.11から3年が経過し、私自身もそうでしょうけれども、やはり来ないだろうという危機の薄れ、もっと言えば自分が生きている間は来ないだろうという根拠のない自信といいますか、そういうものが蔓延してきているのかというふうに感じます。それを踏まえて、この参加率向上に向けた具体的な対策というのは何か考えられておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** ご質問のこの他の方策ということですが、一つとして考えられるのは、まず職員が参加するような会議やイベントなどについても、津波防災避難訓練がありますということアピールできるようなことと、参加された方にも例えば自治会長さんがおられましたら、自治会長さんの方から各会員さんなどに声掛けをしてもらえればと思います。

それと今年の例で行きますと、お年寄りよりも若年層の方の参加率が低かった訳ですが、こういったことを考えますと、保育所を通しての保護者へのお知らせや、教育委員会を通しまして、小・中学校から保護者への避難訓練を促すような方法もあろうかと思えます。

それと広報紙ですが、今までチラシも今回2回出しておりますけれども、この紙面の工夫も必要かと思っています。危機感のある迫るような文面にするなど、そういったものもあろうかと思えます。それと参加率向上の為の動機作りですが、産業団体、後は業者等の所にポスター的なチラシの貼り付けも効果があるのかと思えます。それと町のホ

ームページですね。それについても訓練の大切さや、意義についても解るような工夫をしたいと思います。それと深く反省しましたけれども、重要なことだと思いますが、津波避難計画の策定のこともあると思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 先ほどと関連がありますけれども、まず地域に入っていくことですよ。そこでそういうお話をすること、これが一番の近道だろうと思うのです。ポスターや広報紙等でやるよりも直に地域に入っていく時に、今こういう現状だと、こういう課題を見つけないんだということを説明して、是非協力して避難訓練に参加してくださいというような話をされるべきじゃないのかと考えます。それについては、今の答弁でよろしいです。

通告書には入っていなかったのですけれども、先ほど教育行政報告書の中で29日に霧多布高校、霧多布中学校合同の避難訓練が行われたと、確か私も見てはいないのですけれども、NHKか何かのニュース番組でその様子が入っていたという話を聞いております。そこで簡単でよろしいのですけれども、今回の内容とそれを踏まえた担当者のコメント等も放映されていましたよということでしたので、その内容も合わせて示していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 霧多布高校と霧多布中学校の合同避難訓練についてのご質問であります。議員承知のとおり、霧多布中学校、霧多布高校、霧多布小学校、小・中学校の沿岸4校にあっては教育委員会としても、津波災害時にはいち早く高台へ避難するような指導はしております。今回の避難訓練にあたりましては、霧多布中学校、高校にあつての周辺に高台等の避難する場所がないことから、霧多布中学校に置いてありますスクールバス2台、更には霧多布高等学校のスクールバスを活用してMO-TTOかぜまでの合同避難訓練を実施しております。

霧多布中学校スクールバス2台には、中学校の人員全て乗っても余裕があることから、霧多布高等学校の生徒を霧多布中学校のバスまで一緒に避難しまして、それに乗車し一緒に避難をするという訓練であります。北海道から出されています津波到達予想時間26分よりも早く避難することが求められていて、今回その26分よりも早い時間で避難することが出来たと思っております。またこの避難訓練については、常時何回も実施したいということで考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の霧多布中学校と霧多布高校の合同避難訓練の際に、私も現場で状況の確認と避難も一緒にしまして、別の車ですけれども避難しました。

それで駐車場の会場で、実はNHKさんより今回の質問を受けた訳ですが、今回のバスでの避難の状況と、どうだったかということで私が直接答えたのは、避難が始まってからバスに乗るまで、それとバスを発車してから避難するまでについては、特別問題がなかったので良く出来たと思います、ということでコメントしております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 先ほど26分以内の想定時間内には避難完了出来たということですが、実際何分で出来たのかということ。今回の避難訓練に関しては、時間内に出来たので良く出来た方だというコメントをしたということですが、訓練ですよ、交通量も当然少ない中、路面も良い中で行われて、これであれば大丈夫だというコメントはどうかというふうにも考えます。

今現在、北海道の方にも避難道の整備を要請している段階で、大丈夫だというコメントが果たしてどういうものなのかという気もします。むしろ交通量、路面状況を考えれば、今後は避難道の整備を急いでもらいたいというくらいコメントがあっても、良かったのかという気がしますけれども、その点いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今のコメントに対することですが、実際の率直なことを求められましたので、避難についてどうだったかということでしたから、ここまで現状のことをお話しまして、今後ですとか、議員さん言われましたようなことを想定しないで直にコメントした次第でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 霧多布中学校・霧多布高等学校の合同の避難訓練に関する避難の時間でありまして、約17分と承知しております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 東日本大震災では、宮城・岩手両県で車の中から見つかったご遺体が677体にも及んだという新聞記事がございました。言うまでもなく、これは渋滞に巻き込まれ逃げ遅れた結果であり、地理的な不利を抱える我が町では、この避難道

の整備というのが、如何に大切かということを改めて思い知らされます。訓練を通し、実態に即したデータを得る為、避難訓練への参加率の向上をお願いするという意味で町長ご自身の声で自治会町内会あるいは企業等に、こういう目的を今持って取り組んでいるので協力してくれ、参加してくれという働き掛けをしようという考えはございますでしょうか。

また、先程申しました住民の意識というのが一番の防災対策であるはずですが、そこで我々議員が視察に行って思うようなことを、避難対象地域にある住民その方々の代表の方が先進的な取組みをされている、例えば黒潮町のようなところへ視察に行かれる、その為に予算措置をするということは決して高いものではないと思います。そう考えますが如何でしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** お答えいたします。今、実際行われている訓練、訓練の中で多くの課題が出て少しでも解決していこうというのは訓練だと思っています。

ですから今回、去年の訓練で課題となったのは参加率の低下でした。それを如何に上げていくかということは今後、次の訓練、そしてまたいつ来るか解らない災害に対する対策に変えていこうと思っております。そんな意味で、まず参加率の関係でありますけれども20%という数字が高いとは思っていません。ですから今上げようというふうに思っています。

ただ管内的に見てパーセンテージはどうかと言ったら、浜中町は数字的に高いんですよ。だけど、それは他の町のことでありまして、如何に上げていくかということになってくると、先ほど室長の方からお話もありましたけれども、今後、商工会さらには企業また漁業団体含めて、今後このことについて積極的に話し合っていこうと思っております。今まで避難訓練に関して、商工会や企業の方に直接お話ししたということはないんです。

ですから、今後これからはそういう協議も通じて、そしてまた避難訓練の参加率のアップを含めてやっていきたいと思っております。確かに渋滞だとか、今までの課題として想定されるのですけれども、訓練で渋滞が起きていないから解らないんです。本来であれば渋滞が起きるくらいの訓練になっていけば、課題が出てくると思うのですけれども、これも大きな課題ですから、この課題というのは今、全てきれいに解決することはないと思います。訓練を重ね、そして改善していくというふうに思っているところ

るであります。

それと今そのことがしっかり出来て、初めてそれでも出来ないということになると、先進地に視察ということもあるかも知れません。意外と防災に対する先進地というのは、浜中町は先進地だと私は思っております。他と比べてそう思っております。それをもう少し強化していくということを含めて、今後のまちづくりに活かしていきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 訓練を重ねるといいますけれども、私が言いたいのは、要は今回の訓練に関しては先ほど町長が申したとおり、どれくらい渋滞になるのか実際、21分で避難できたのが何分かかるんだというくらいのところを把握したいが為に、是非参加してくれというような、具体的な訓練毎に目標を持った訓練でなければ、従来どおりであれば変わらないんじゃないですか、ということをお願いしております。

要するに町長、行政サイドの本気度ですね。これが町民に伝わるかどうかということだと私は思っておりますので、その辺は今後とも取り組んでいただきたいと思います。時間がなくなりますので、次に移ります。

内閣府主催でこの11月1日に、浜中町で津波避難訓練が実施されるという新聞報道がございました。この経緯と内容が解っているのであれば示していただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 11月1日予定の津波避難訓練の内容についてご説明いたします。

まず、津波防災の日というのは、実は平成23年6月に津波対策の推進に関する法律により国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深める為に、この日が設けられております。この中で国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとなっております。

この津波防災の日ですが、この日を含む1週間が防災週間ということになっております。実施は今年国が初めての訓練でありまして、実施は全国で7ヵ所が決定しております。2日が高知県大月町で大浦地区、5日が愛知県西尾市市内全域、5日が同じく和歌山県広川町和田地区沿岸地域児童・生徒になっております。5日が山口県大島町大島地区、6日が宮城県日南市鶴戸地区、8日が千葉県出水市の市内全域、9日が宮城県多賀

城市で市内全域、そして8ヵ所目が浜中町であります。

最初に地震津波避難訓練を行うに至った経緯を説明いたします。最初に北海道より素案があったのは、7月3日の木曜日であります。内容は11月5日の津波防災の日に全国8ヵ所で一斉に訓練を行う予定であり、北海道知事も国からの要望に応えることになり参加自治体を募ることであるとの一報です。翌日、釧路総合振興局地域政策部長より浜中町では是非お願いしたいということで、副町長へ電話があり町長不在の為に週明けに回答することで理解をしてもらいまして、7日月曜に町長と日程の他、協議を行いました。翌8日火曜日ですが、午後に振興局の地域政策部担当者より町長への説明があり日程は確実ではないが概ね取組むことで引受をいたしました。

実施日程については、概ね11月5日で当町は考えておりましたが、7月14日月曜日に国より全国の日程が詰まっており11月1日土曜日で逆に要請をされました。この事が7月23日の水曜日の道新の報道の内容のとおりでございます。以上が地震津波避難訓練を実施する経過でございます。

この経過の中で、2つの訓練実施項目が決められております。1つがシェイクアウト訓練、もう1つが避難訓練であります。この避難訓練については、国、道から霧多布小学校のゆうゆうウォーキングの取り組みが評価されたことによりまして、以降、教育委員会より霧多布小学校へ打診をしていただきまして、避難訓練の実施について8月20日水曜日に霧多布小学校より協力が得られることになりました。

このようなことから内閣府、北海道と地震津波避難訓練の内容についての詳細を詰めている状況であります。今段階で11月1日土曜日の実施の地震津波避難訓練の内容でございます。訓練の名称は地震津波防災訓練、実施日時ですが11月1日土曜日午前9時30分から正午まで、訓練想定は9時30分に地震が発生しましたと震度6強、9時32分に大津波警報発表、第一波と津波到達時間が9時54分という想定でございます。

それで災害対策本部の設置と避難指示発令を行います。同時刻で避難訓練の開始となりまして、ゆうゆへの避難を行います。10時頃に避難訓練が終了いたしまして、その後、防災学習等を行います。12時頃に訓練終了の予定となっております。

1点目のシェイクアウト訓練ですが、大きな地震があった際に、まず初動体制としまして、頑丈な机の下にもぐるといような、自分の身を守る為の訓練であります。

そして2番目の避難訓練については、霧多布保育所園児と霧多布小学校児童の津波避難訓練を予定しております。



3つ目としまして、防災学習と関係機関の訓練の展示を予定しております。まず厚岸警察署によりまして、保育所園児を対象に防災紙芝居を予定しております。それと合わせて、ゆうゆ内での防災グッズの展示であります。

それと2つ目の霧多布小学校児童には、昭和35年チリ地震津波のDVDの鑑賞を予定しております。

3つ目として、陸上自衛隊釧路駐屯地の第27普通科連隊については、炊き出し実演と自衛隊車両の公開を予定しています。浜中消防署では備蓄防災品の資機材の展示を予定しております。これらの実施については、チラシにより町民に周知を行いシェイクアウト訓練、ゆうゆでの訓練、それと展示等の内容を記載しまして、シェイクアウト訓練については、全町民に行ってもらおう予定でありますし、ゆうゆの展示については見学ができるようにしたいと考えております。

以上が、地震津波避難訓練の内容であります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 時間が無くなりますので要は周知をすると、そして避難訓練については、霧多布地区を対象に行うということで理解いたしました。

次に樋門、樋管というのでしょうか。これは地域防災計画書では両方の言葉が使われておりまして、574ページでは樋門という言葉が、98ページでは樋管という言葉が使われておりますが、何れも同じものというふうに理解して質問を続けます。霧多布地区とその他の地区では、この構造に違いがあるように理解しておりますが、それについて簡単に説明いただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（戸井洋典君）** お答えいたします。まず霧多布地区の樋門の構造でございますが、霧多布地区に5カ所ございます。水取場の1カ所については、ヒンジ構造となっております。このヒンジ構造といいますのは、操作員によりまして、ゲート上部の固定した軸を始点として回転させて開閉できるようにしたものとなっております。

残りの4カ所につきましては、スルースゲート構造となっております。このスルースゲート構造というのは、操作員のハンドル操作により単純に上下に開閉するシステムとなっております。他の地区でございますけれども、町内全体で20カ所あります。その20カ所につきましては、何れもフラップゲート型となっております。このフラップゲート型というのは開閉装置が付いておりませんので、水位によりまして、自然開閉が可

能な操作員が不要な構造となっております。よろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 5月の避難訓練の時も、ハンドル操作の霧多布地区の開閉訓練をされたことと思いますけれども、これは警報ないし注意報が発令された後に、担当職員が現地へ出向いて多分閉めるんだと思うんです。それにかかった時間というのは把握されておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 発令時からの閉鎖完了までの所要時間につきましては、今まで直ちに津波の襲来があると言った状況がございません。そういったことから、陸閘の閉鎖の確認をまず行って、現地での確認を行ってから樋門へ向かって操作するという状況を取っております。それらの確認時間を含めまして概ね15分程度となっております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず陸閘等の閉鎖を確認してから、現地へ行って閉めるんだと、これは当然閉めなければ入ってくる訳ですから、絶対閉める訳ですよ。それでおよそ15分と場所によっても違うのしょうけれども、現地へ行って閉めて自身も当然その後、高台に避難する訳ですよ。これは想定時間内に十分可能な時間、職員に危険が及ぶようなことは渋滞等を考慮しても大丈夫だろうと判断されておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。

先ほど、現地の確認を含めて15分程度ということでありましてけれども、現地を確認しないで真っ直ぐ行ったとしても2分～3分程度しか時間的には縮めることが出来ないと思います。最短で言われている津波が21分で来襲するということが言われておりますので、昨年4月に国の方から、水門陸閘にかかるシステムのガイドラインというものが発表されております。

その中では、現場操作員の安全を最優先しなさいという事が書かれております。そういったことから防潮堤というのは、まず防災減災を目的として作られているものでありますので、その操作のために操作員が被災するということになれば、それら防潮堤機能というのは果たされないということとなりますので、そういう時間的な余裕がない場合は、現場には向かわないような指示になると思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 当然そうだと思います。流入を防ぐ為には閉めるというのがまず基本だと思うのですが、それで当初、霧多布地区の樋門が造られた経緯というのは、過去の津波を経験して、あくまで防潮堤を越えるものは多分想定してなかったのかなと思うんです。ということは同時に中に入った水を逃がそうという発想にもなっていないのかと思います。

そこで伺うのですが、前回議会で聞いた時には陸閘に関しては、海水を被った場合は電気系統が駄目になってしまうと、したがって手動で開けるんですというお話でした。現地で見えてきた時、手動で操作するところというのが地上80センチくらいのところですね。確かハンドルが付いている陸閘に関しては。これは当然、そこまで水が引かなければ操作出来ない訳で、樋門も塞いで陸閘も塞いで越波しました、その海水は何処から逃げて行くというふうに考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず陸閘でございますけれども、陸閘につきましては、外部からも操作できるようなシステムになってございます。防潮堤の外からでも操作できるようになってございます。津波が引いた後は霧多布大橋のたもとから行けば外部から開閉が出来るという状況でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ということは津波が収まった後、その中に入った水を抜くのは陸閘を海岸側から操作して海水を抜くというふうに判断してよろしいですか。樋管についてははいじらない、樋管を開けて海水を抜くという操作はしないと考えるよろしいでしょうか。要は水が抜けない状態で、その現場までどうやって行くんですかといった時に、その辺はどう考えておられるんですかということだけ教えてください。

それと時間がなくなりますので、今年の7月22、23日に浦幌町の原野で5000年前までの地層調査が行われました。そこではっきりしたのが500年間隔でほぼ津波が押し寄せているということが改めて調査結果が出ております。3.11の規模の大きさに圧倒されてしまって、この500年間隔地震というものは余り話題にもならないとか注視されなくなってきたようにも思いますけれども、間違いなくこれは最後に確認されたのが17世紀初頭ですから、もう400年が過ぎて、いつ来てもおかしくないとか、この地震に対する備えというのも勿論大切になってくると思います。

それで先ほど手動で開閉する樋門じゃなく、他の地区は水圧によって自動開閉するんだということですよね。であれば入った後、波が引けば中の水がある程度引くというふうに理解するのですけれども、この霧多布地区の樋門をそういうフラップ式といいましたか、それに取り替えるという発想はないのでしょうか。あれは僕も見てきましたが、本当に簡単で良く出来たものだというふうに理解しております。わざわざ職員が開閉をする必要もない訳でありまして、それを道なりに要望して行くという考えがおりかどうか。

全部一度に聞きます。それで庁舎の問題もございませけれども、今後、町全体に重大な影響を及ぼす事項、あるいは町民の考えが二分しそうな事項、これらについて地域住民の意見集約の方法としては、一番最良のものが住民投票じゃないのかと考えます。この住民投票に付するか否かというのは、その条例に照らし合わせての判断となると思いますけれども、まずは住民投票条例というものを、細かな規定を加えたこの条例というものを制定しておくべきではないでしょうかと思いますけれども、その考えも合わせて聞きたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（戸井洋典君）** まず2点目のフラップゲート化の関係でございませ。これは現在の構造がどういう経緯でなっているかということ調べたのですけれども、資料がなくて解りませんでした。

ただ、今の基準で行きますと、背後の排水の水量と土地の利用形態、それと潮位の関係、それらを諸々考慮しまして構造を決定しているようです。フラップゲート化は確かに安価でメリットはあるんですが、土砂の堆積やごみが溜まりやすいという欠点が見受けられます。そういったことから市街地で浸水の恐れがあるような場合は、上下式のゲートになっていると思われませ。

それと1点目の外部からの開閉の関係でございませが、当然、霧多布市街が水没してしまえば、中で動くのは無理だと思いますので、道道を通じての応援部隊になろうかと思ひませ。以上でございませ。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 住民投票条例の制定についてお答えいたします。この条例の制定過程につきましては3点ございませ。

1点目は首長提案、町長などの首長が条例案を議会に提案し審議し、これを議決する。

2点目は、議員提案、議員が条例案を議会に提出し審議を得てこれを議決する。

3点目が直接請求、有権者の直接請求により、条例案の制定を首長に求め議会の審議を得てこれを議決する。以上3点が住民投票条例の制定に向けての過程でございます。

この住民投票条例の重大な課題でございますけれども、何を投票で問うのか。いわゆる対象事項の課題がございます。自治体にとって重要な事項を問うというのが、一般的な住民投票の認識です。その具体的な事項は何だということを問われますと、簡単には答えが出ないものであります。学者の間では、住民投票に問うべき項目、問うべきではない項目というのがありまして、どういうものであるかというのは色々検討課題として上がっております。

それと拘束力でございますけれども、投票結果については、法的な拘束力はなく、政治的な拘束力にとどまるものであります。様々な検討課題があります。特に先ほども申し上げましたが、対象事項の課題、何を投票で問うのかについては重要な課題であります。

町としては今のところ住民投票に付する案件はないものと判断しておりますので、ご質問の住民投票条例の制定については、今のところ考えておりません。

以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩します。

（休憩 午前 11時59分）

（再開 午後 1時00分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 全国で実施されている住宅のリフォーム制度は受注者やあるいは地元業者、自治体の助成金は地元で循環し経済効果が非常に大きいと言われております。始まってから現在まで7倍以上のところ、最初の件数より増えているということが言われております。

この管内でも幾つかの町村が実施しているという状況でありますし、弟子屈では質問から1年半経たずに実施したということで、非常に地元の人たちに喜ばれ業者からも喜ばれるということで、町長が大変評価をしているということも言われている訳であります。

私は2回にわたって、住宅リフォーム制度について取り上げて質問をいたしました。1回目は2011年ちょうど津波の時ではありますが3月議会であります。この時は管内では殆ど何処もやっていないという事で、検討させて欲しいというような答弁だった訳です。ところが2014年、今年の3月に、もう1回この問題を取り上げて、どういうふうになっているかお聞きしました。前向きに検討していきたいということ、それから詳細に調べて対応したいという前向きな答弁がされた訳ですが、今9月はちょうど来年度に向けての予算の時期だと思えます。色んな原課の人のところから状況を聞いて、ヒアリングをして予算を組んでいくそういう時期だと思えますので、以下、この住宅リフォーム制度についてお聞きしたいと思います。

それです厚岸では、住宅に対する支援助成制度、町単独ですけれども、その他に住宅にかかわる補助制度だとか、そういうのが現実にあるのかどうか。浜中ではあるとしたら、どういうものがあるか、なければないとお答え願いたいと思えます。そういう点で、まずお聞きしたいということでもあります。簡潔にお答えください。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** 厚岸町では、町単独の住宅リフォーム支援助成事業、その他に新築助成事業、これも町単独です。それとエコリフォーム支援助成事業、これは補助だと聞いております。3種類やっております。本町ではやってございません。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 本町では、まだそういう補助制度も町単独の事業もない、交付事業もないということの答弁で、特に住宅リフォーム助成制度、これについて更に深く質問したいと思います。この住宅リフォーム助成制度というのは、地元にある色々な業種がありますよね。畳屋さんも含めて住宅のリフォーム助成の工事ができる業者、これは町内に何件ぐらいありますか。それについてお答え願います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** 町内の業者として17社と把握しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 17社、建設業が主だと思いますけれども、畳屋さんとかあるいは建具屋さんや、あるいは家具色々あると思うんですね。そういう点で17社あるということであれば、この住宅リフォーム制度これを実施していく上で、地元の業者は十分にありと考えるとよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 十分に対応できる利用者はあると考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それでは次に進めたいと思います。各地で行われている、これは管内も含めてですけれども、全国で住宅のリフォーム助成制度が行われている訳ですが、その中で特に京都の与謝野町で行われている実例がある訳ですが、これは京都大学の研究グループが、その地域経済の中でどういう効果があるかということの研究して、その内容を報告しているものがあります。

これは、例えば助成額が幾らで工事費が幾らで、そして一次波及効果、二次波及効果、それを合計した経済の地域でもある経済波及効果額は工事費の何倍だとか、あるいは助成額の何倍だとかという報告がある訳ですが、この点についてご存知でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 今言われた京都の話ですけれども、そこまでは理解しておりませんでした。聞いておりませんでした。確認しておりません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 他のところは、そういう例を承知しているところがありますか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 経済効果、波及効果についてでございますけれども、その事について現在まだ押さえておりません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それでは私が調べた範囲内で言いますけれども、京都の与謝野町、これは2009年から2011年3年間のトータルであります。京大の先生方、研究グループが出した数字でありますけれども、助成額は2億6,444万円です。

これは工事費の15%を助成すると、上限は20万円だというのが条件ですが、申請した時の工事費ですね、これは39億1,082万円という数字になって助成額の14.8倍、それから一時波及効果いわゆる助成額の23.4倍に当たる61億8,298万円、それで二次効果というのがあるのです。周りの畳屋さん頼んだとか建設業界だけではなくて周りの資材を運ぶと、あるいは材木屋さんから入れるという周りの効果が1億2,102万円と言われているのです。

それは今言ったようにトータルすると、経済波及効果というのは63億400万円に

到達するということなんです。2億6,000万円くらいの助成をして、それが63億400万円に膨れ上がると、それが地域の中で循環すると、要するに助成額の23.8倍くらい効果があるということですが、工事費にしたら1.61倍ということなんです。何故こうなるかという追加して頼むというのが出てくる訳ですね。申請をした時の数字というのは、それに対するこの予算上では15%ですか、その時の15%が助成額としておられる。

しかし実際に工事をやっていたら、私のところもう少し広げたいなど出てくる、この効果は非常に大きいと、その地域の中で循環していくんだとお金が、そういうことが言われて、あちこちのところが出されている。それは秋田県でもそういう例が出ているし、それから、その他のところでは佐賀県宮古市、それから訓子府では商店街のリフォームにも、この教訓からそれを使って商店だけのリフォームといいますか、シャッター街をなくしていくという取組みがされているという例も報告されています。

一番近い厚岸の例ですが、助成額が689万円、助成率は10万円以上の工事に対して10%、上限20万円だということですね。工事費は7,507万5,000円、いわゆる助成額の10.9倍にあたるということなんです。経済波及効果というのは、どのぐらいの額になるかという、1億2,000万円を超えるという状況、これは助成額の17.4倍に当たるという数字が出されています。

これは一番波及効果の工事費に対する倍率ですけれども、一番低い1.55を予想した場合の数値になる訳です。大体全国でもそういう数字が出されていますし、それぞれの県の状況にもよってくるし助成額の内容にもよってくる訳ですが、1.5倍から大体多いところで2.4倍ぐらいの助成額に対する比率が変わってきているという事、そうしますと波及効果も非常に大きくなるということでもあります。

そういう点で私は住宅リフォーム制度というのは、その地域の中で経済が回っていく、勿論、工事を行えば雇用も創出される訳ですよ。色んな業種の人達の力を借りなければ出来ない訳ですから、そういう点でそこに勤める人たち、この家族の生活を守っていくという点では、そういう仕事があれば、その中できちんと町の中で、その人達が潤うということになるので、因みにどのぐらいの増収で税金はどのぐらいになるかという事ですが、大体助成額半分は税金で入ってくるということなんです。北海道であれば道税、内地であれば県税になると思うのですが、それと地元の市町村税、これを合わせて助成額の半分は返ってくると500万円助成したら、その2分の1ぐらい250万円



くらは返ってくるという税金として入るんだということです。業者がやっぱり潤う訳ですから、そこで得た収益は税金として市町村に入ってくるという事で、そういう点では業者も助かるし、発注した側も助かる。そして助成した自治体も助かると、一石三鳥というのですか、こういう経済効果があると言われているのですが、それを是非頭に入れておいていただきたい。

ただ、やればそういう効果が必ず出るという訳でもないでしょう。皆さんが全国で広がっている根っこには色々努力されて、長続きしているということなんです。失敗したところも何例かあるんです。しかし、その失敗を乗り越えて今度はこういうふうにするというやり方をやっている所では成功しています。殆どが成功しています。工事費の10%を補助して工事するのは、それは9倍ですか、まず行きますよね。だから助成の9倍はの中で仕事ができる、それが更に効果を生んで、このぐらいだったら信頼できるし地元の業者だし、私のところはもっとやりたいと現状だけではなくて、もっとここを模様替えしたいとか、そういうところも出てくると、それは自己負担でいく訳です。

それは経済としては広がる訳ですね。そういう面で非常に大きな力を発揮する。地元の業者ですから、それが条件ですから発注が、そうすると地元の業者というのは、そこに住んでいる人、非常に信頼があるから追加工事も頼めるという好循環ができるということだと思えます。そういう面で考えていくと、地元の今浜中の場合17件そういう業者が居ると。この人達が仕事をすれば技術の向上も図れるということですね。今までは殆ど元請けというのは出来なかった業者の人たちが、元請けも出来るんだということになる訳ですね。そうすると、これは頼む方も信頼ありますし、頼まれてやる業者の方も技術も向上していくと、良い仕事をしようという地元ですから、それは悪い仕事をしたら直ぐに広がる訳ですから、一生懸命やるということになって町が活性化すると、そして意欲が出てくるという事で好循環だということが言われている。

しかし、これはあくまでもそういう努力をしないと達成されないものだと、それでやれば良いということではなくて、どうしたらそういう好循環ができるかということを中心にきちんと考えながらやる必要がある。どういうことが必要かということ、まず住民のニーズに答えるということだと思えます。住民がどういうことを望んでいるかと、結構古い家がたくさんあるんですね。空き家の問題がさっき出ましたけれども、ここに住みたい人達は、小さな仕事であっても改修工事であっても早く改修して長持ちさせたいというのが希望です。そういうことをやれば少ない費用で経済効果が広がるということになる

と思うのです。それが非常に大切だと、それを広げていくサポートしていくというのは、やはり行政でということになる。業者と発注者とそれから行政とこの3つが三角関係、トライアングルといいますか、そういう連携を図って町の経済を活性化していくと、ここをどうしたらやれるかということ、やる前にしっかり研修して住民のニーズの内容を掴んでやる必要があるのではないかとこのところではあります。

これはアンケートを取ったところがあるんです。例えば、これは京大の研究室が与謝野町でやったアンケートが一つあるのですが、追加工事依頼というのは、アンケートを取ったら689の改修された中で120戸が追加工事を依頼したというんですね。17.4%、それから助成が後押ししたので非常に助かっているというのが689の回答の中の241件、35%を占めるということですね。

要するに、町民のニーズにしっかり行政が答えて対応して行けば、大きな効果を生んでいくんだということを如実に表している内容ではないかと思えます。因みに第一次、第二次波及効果、これを加えた経済波及効果というのは助成金ではなくて、工事費の何倍にわたるかという点で見ると全国平均では2.4倍だそうです。それから九州では平均で大体1.7倍、それから九州の福岡県ですが1.9倍、今言った与謝野町では1.61倍、その他のところを見ると大体1.55倍、こういう数字が出ているんです。だから、投資しても決して損にはならないということでありまして、必ず研究してやれば大きな経済効果を生むということは、この数字からも言えると思うのですが、そういう点で、どういう感想を持たれているのですか。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** 今、波及効果が最低でも1.5倍程度という形で議員おっしゃられました。私どもの町村でそれが達成できるかどうかは、これから次第だと思えますけれども、もしやった場合。そういう形での全国的平均で助成したことによって、それ以上のものが入ってくるということであれば、事業としては成功といいますか素晴らしい事業だと考えます。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** そうしますと、まず全体の状況を今ざっと述べた内容について、大体そのぐらいであれば可能だと、感触としてはあるという答弁でよろしいですか。そういう理解でよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 今の助成額に対して波及効果がそれだけあるということであれば事業としては素晴らしいと考えています。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 何回も申しますけども、大体最低で1.55だと、助成金に対してはもっと大きいですね。工事費に対して1.55が最低だということですから、そういう点では、もっと経済効果というのがあるということは、誰でも解るんじゃないかと思えますけれども、過去2回の最初の答弁では提言を受けた後、他町村の状況を調査したと、20万円を限度に改修費の10%を補助している例が相当数あると、今後、前向きに取り組み詳細な内容の検討を進め、今年度中に何らかの結論を見出したいというふうに最後の答弁はされているのです。これが2014年3月の議会です。

こういう答弁をされているのであれば、大体このぐらいの助成率で上限はこのぐらいで、本町の場合検討しているとか、あるいは全国の状況、あるいは近隣の状況を見て大体こういう傾向だというのをつかまれての答弁だと思うのですが、その点は調べられて検討されているのであれば明らかにしていただきたい。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 管内では2町単独で助成しております。その内容から致しましても、本町の考えとしまして、リフォーム費用の10万円以上の工事で補助工事費の10%、上限20万円というのが妥当な額かと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと本町では近隣の状況、あるいは全国の状況を調べた上で、大体このぐらいであればやっていけるんじゃないかという感触を持たれたという答弁でよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） その通りでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、これから来年に向けてなのか年度途中なのか解りませんが、私は1日でも早い方が良いと思っております。しかし色々な条件もありますから、やれば良いというものでもないだろうし、やるからにはしっかりと対応していただきたいと思えますから、拙速に早くやれということは言うつもりはありませんけれども、少なくとも来年度の予算には組めるというような感触をお持ちですか。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** 今ご質問にお答えしているのは、過去の議会の答弁の結果として、周辺状況を確認しまして大体10%で20万円が上限であります。

まず議員ご指摘のように、町内の現状というのを、よく把握した上で進めることによって効果があるということでありまして、ご存知のように浜中町はこれから大きな出費が予定されておりますので、それと他の事業との関連もありますから、それは予算編成時に担当課は内容について、財政担当あるいは町長ということですので、全体的な優先度もありますので、そういった意味では最後はそれにかかっているかと思えます。

ただ、この事業については、経済効果が確実に得られるとすれば、それはそれで良い制度だと思っております。その為に今まで検討しましたが、これからも更に予算編成時に向けて検討しますが、ただ予算編成時に盛り込まれるかどうかについては、検討の度合いによるものと、それから町内の現状をいかに把握して事業として立ち上げるかという判断になるかと思えます。まずは予算の制限というのは非常に大きな問題だと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** そうしますと時期については、もう少し検討させて欲しいという答弁のように聞こえるんです。私は最初に質問してから3年半経っている訳です。3年半の間、色々検討されて中々まだ踏み出せないという状況があるのかと思うのですが、もしあるとしたら、それは具体的にどういう理由で踏み出せないのかを披瀝願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** お答えいたしますけれども、今補修だとか改築ですとかそういう部分でのリフォームの補助でありますけれども、仮に実績として、この制度がない状況で浜中町でも今7,000万円くらいあると、まだ正確な数字ではないですけども、年間7,000万円くらい業者で仕事をしていると情報としては押えています。

ですから、実績からいうと7,000万円が今現実にあるとすれば、その人たちがもし何年からやるということになってきたら当然、私もということで手が上がってくると思うのです。7,000万円に対して雑な計算ですけども、上限10%で仮に全部で200万円だったとすれば、700万円ですから700万円をまた20万円で割ると35戸という数字が出てきて、年間その予算でいくと700万円の今までの実績でいくと

そのくらい必要かと思うんです。

ただ、今議員おっしゃるように経済効果ということになってくると、今ある7,000万円というのはそんなに変わらないですよ。この制度が出てきて初めて、今まで7,000万円だった工事が1億円になったと、この効果があつて。そしたら3,000万円の効果があつたと思うんです。今度は1億円に対してまた20%の計算をすると凄い町負担がある大きくなるということも事実です。そうなってくると良い制度かも知れませんが、町もしっかり負担していくとすれば厳しいかと思っています。

ただ実際に上限の200万円の10%の20万円というのは、そんな数字ではないと思います。もっと額は小さいはず。改修されている方、平均すると多分12~3万円かというふうに思っていますから、今度12~3万円で終わると凄い数が出てくると思います。そうなってくると一つとしては、上限というか1年間の予算このくらいで行きましょうということも含めて、これから実施要綱というのですか、それを含めて今決めていかないとならないと思うのですけれども、そういうところで課題があつたと捉えていただいても結構だと思いますけれども、やることは良いのですけれども出す金額含めて相当の金額になってくると、そして財政当局もこれから協議もしないといけないということになりますので、しっかり詰めていきたいと思っています。条件は付くのかも知れませんが、余りにも大きな件数になるのかと今想像はしているところです。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** ちょっと誤解があるかと思うのですが、リフォームをやる規模ですね、これは結構小規模が多いということです。それは200万円も300万円もする、あるいは500万円も600万円もするリフォームというのは中々手が出ないんです。本当に畳を変えとか、あるいはちょっとしたフローリングを変えとかいうのはたくさんある訳です。けど今みたいに消費税が上がっている状況の中で、これは中々後ろから背中を押してくれないんです。助成制度があれば消費税分だけでも助かるということになる訳です。そういう面で業者の人達だけではなくて利用する側、住民の側に立てば少しでもやっぱり役に立つと、そうならば100万円くらいのリフォームやろうかと、これもやりたいあれもやりたいと思ったけれども中々できないと、それが後押ししてくれるということはあることです。

だから今言った、助成額に対する倍率は波及効果として20何倍だとか10何倍とかになる訳ですよ。そういう意味合いを持つ、必ずでかいものをやる訳じゃない。年間7

00万円のリフォームが今までであるとしたら、その10%と言ったら700万円ですか、700万円の予算を組んでまず1年間やってみると。それでどういう結果が出るかということを検証していくと、その積み重ねが必要だということを私は言いたい訳であります。

そういうことから考えると、まず700万円から始まらなくても500万円から始まって、そして年々その助成を上げていくと、ニーズにあったら皆さんもどんどん入ってくるだろうと、しかし何十年もやる訳には行かないですよ。大体限界がある訳ですから、そういうことを考えれば1つの起爆剤になるということです。その点、誤解のないように考えていただきたいと思うのですが、実際に色んな例を見てみますと、内容はかなり小規模なんです。50万円の工事といったら大きい方です。そういうことを考えていけば、やっぱり給与取りの方だったら、中々50万円のお金を出すというのは大変だと、8%の消費税がさらに大変だと言うことで、そういう感覚で一つは捉えていただきたいと思いますし、助成金を現金で渡すのか、それとも町内限定の商品券で渡すのか、またその両方なのか色んなやり方があると思うんです。町内で循環するとしたら本町で限定の商品券で対応するという方法もあると思います。両方使っている所もあるし現金の所もあります。それはその町の状況、ニーズに合わせて対応して行けば私は良いんじゃないかと思います。

それからもう1点、これは群馬県高崎市という所があるのですが、ここでは商店がシャッター街になっているんです。これを何とか甦らしたいということで商店に対する模様替え、ここに助成金を出すという方法を編み出したんです。これは何処が基になったかということ、住宅リフォーム助成金が後押しした。この教訓を商店にも充てようと、そしてそのことをやって商店の人たちの意識を高めていくと、やる気を起こしていくということで始めたのが商店のリフォーム制度です。これは商店のリニューアル助成制度というのを作ったんですね。小さな町でも元気になるんだということで、今話題を呼んでいる状況です。そういうふうになり成功して、その教訓を広げてくというのが今行われている方向だと私は思うのです。今地方創生というのができて、一生懸命看板を建て替えてやっているようですが、今日の農業新聞見てみますと、地方創生だと言いながら農林予算だとか何とかというのはそんなに大きくない、大きいのは何処かということ、6,000数百億円、これは高速道路、道路整備こういうところに使われているんです。何のことはない道路がどんどんできて地方は疲弊したというのが、今までの教訓な訳です。

そういうところから見ると、商店を本当に活性化させるというのは、その地の商店の人たちがお客を呼んで行くと、それにはどうするかと皆が寄り易いように集客できるように変えたいという事で、お年寄りが喫茶らしくお茶を飲みながら話ができる、そして商品を見ながら買うことができる、こういうことを考えてやり始めたのが、この商店のリニューアル助成金ということです。

これは今訓子府でも行われています。調べていただければ解ると思うのですが、訓子府も住宅リフォーム制度の教訓から、そういう方向に踏み出したと。あそこは自然エネルギーを活用して町おこしをやっているところです。そういうふうに広がっていく、そういう力をやっぱり地元は持っているんです本来、それを引き出すというのは、やはり私は行政の仕事だと、それを支援してくという事が仕事だと思うのです。私は大きな資金をつぎ込んでやるんじゃなくて、小さな資金だけでも、それが十分その地域の中で皆が喜ぶと元気になるということが求められると思うのですが、そういう点で商店のリニューアルについて、どういうお考えをされているのかお聞きしたいと。

特に私は、ここの民宿の関係もリニューアルの助成制度が出来れば、例えばシャワー付けたいとか色々要望はあると思うんです。そうすると今風呂が無くてシャワーがあれば良いという若者が増えているということなので、シャワーならそんなに金が掛からないので作って助成するということになればもっと広がるだろうし、畳も替えたいんだということもあると思います。そうすると観光客も、あるいは民宿に泊まるライダーたちも大いに利用できるのではないかと。その人たちの後押しが出来るのではないかと。思うのですが、そういう点では、すぐ商店リニューアル助成制度やれとは言いませんけれども、そういう方向に広がる可能性もあるということ、どういうふうに評価されていますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの商店街のリニューアルという件につきましては、町としても、町の特別融資制度というものがあまして、その中で保証協会の保証料の全額補助、そしてまた今年から融資額に対しての日本政策金融公庫の利子を上回る部分の1%までの利子補給をしていると。そういうのは町の方では支援しております。それを活用していただければどうかと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 色々と町おこしで、そういう助成制度を作りながらやっている

所のアンケートを見ますと、リフォームの切っ掛けはというアンケート調査をしたものがあります。

これは助成事業がなくてもリフォームをする予定だったというのは22%あります。そしてリフォームを検討していたが、助成事業を知って時期を早めてリフォームをしたと言うのが63%になる。それからリフォームは考えていなかったが、助成事業を知ってリフォームをしたというのが13%という回答です。回答なしというのは1%くらい。殆どは回答してくれたと、これほど人気があるということです。そういう面で見れば、これは出来るだけ早くやっていけば良いと、実現出来れば良いと思います。

生産誘発額というのがあるのですが、波及効果の額を調査した結果が出ています。構成比で見えています建設業が53%、勿論建設業に集中してしまうと半分だけれども、その他に例えば商業は9.6%に達している。それから不動産も5.3%位、そういうふうに構成されている、そのこの地元の業者のところに波及して行くということです。一つの仕事がそうになっている経過があるので、そういう点も参考にしながら対応していただきたいと思います。

まず商店が元気になるというのは、商店の方の自覚をどう高めるかという点で色々言われていると思うんです。この介護保険の関係で、こんな例があるんです。紹介しておきたいと思うのですが9月7日の道新に載っている、私は物ではありませんというのがあつたんです。この人はこう書いているんですね。今読まれた方もあつたと思うのですが、ユマニチュード入門という、そういう介護をする技術を普及している外国のジネッサさんという人が書いたものです。この人は身体を介護の時に拭いてあげると、しかし相手の目を見つめて、そして話しかけて安心させてそしてやると、その時に手首を握って背中や手足を拭いてはいけませんと、相手は介護する人を信頼してくれていないというふうに感じると、それは何故かということを書いているんです。

それは恋人に自分の気持ちを囁く時に腕の手首を持って囁きますかと、それでは相手は逃げていきますよということを言っている異聞風聞というところに書かれています。やはり地域活性化というのは、勿論業者の自覚を高めることは大切だけれども、それはちゃんと支援していく、そういうことがあつて初めて成り立つことだと、自覚を高めるには、やっぱり話しかけて理解してもらって、そして一緒に行動するということが大切だと私は思うのです。そういう点で出来るだけ早く浜中でも住宅リフォーム制度が実現出来るように、大いに力を発揮して皆さんの力を借りながら何年か続くような、そして



もっと別なところで広がるような、その教訓が生かされるような切っ掛けになれば、私は大成功だと思いますので、そういう視点を持ちながら哲学を持ちながら進めていただくことを是非お願いしたいし、商品券で対応するという方法もありますし、色んな方法も含めて最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今商品券でということのお話、まず1点目ありますけれども、これは今リフォームするということで議員も言われていましたけれども、大変生活の厳しい中で200万円もするものはそんなに件数はないと、少ない金額で少しずつやっていると、それを広めていくということで、そういう対象に対して、もし10万円なら10万円という金額ができて商品券でやってしまったら、その商品券を業者にやるというふうにはなりません、業者は受け取ってくれませんから、今の段階大きい金額ではありませんので、現金というふうに原課としては考えております。ご質問を受けた時も含めて現金ということでは今考えているところです。

それと、これが今住宅リフォームをということで商店街、それから宿泊する民宿含めて広がっていくのではないかとということでもあります。今は一般の町民の方に対する助成支援制度ということで考えていますけれども、この制度は建設業もしっかり、さっき言ったトライアングルの中には入っていますから、建設業の中にも頑張ってもらい宣伝してもらおうということも含めてあると思いますけれども、その中には当然、商工会という組織があります。そこには商店街もありますし多分、民宿の関連も網羅されているんだろうと思っています。その中からすると、是非そういう団体の中で協議してもらい検討してもらおうということも当然必要かと思っています。

町でやろうとしているのは、まず住民の方々に対してやれるとしたらその事かと、先程から議員言われるように、しっかり協議して議論してやったらどうかと言っています。厚岸町でも400万円当初で見て、200万円追加したというのが情報として入っていましたけれども、厚岸並というふうにはならないと思いますから、出来るところからやったらどうかというご提案もありましたから、しっかりそのことも入れて新年度に向かって可能かどうか含めて、協議して進めていきたいと思っています。今もらった意見も含めて参考にしていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 10番加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 質問通告に基づきまして質問いたします。

1点目は、米海兵隊の移転訓練についてであります。1997年に始まった米海兵隊の本土5ヶ所への移転訓練が今年で18年目になりました。矢白別演習場では14回目の155ミリ榴弾砲の実弾射撃訓練で、今年は8月24日から9月4日まで12日間で10日の実弾射撃を実施するという事でやって来しました。人員430名、車両100両、155ミリ榴弾砲12門というつい最近4回続いている訓練ですが、矢白別演習場の場合はいずれも400人を超える大隊で演習に来ております。日本一広い演習場約1万7,000ヘクタールをフル活用しての訓練になっているように思います。

まず初めに町長に質問いたします。今年は異例ともいえる訓練内容の状態が数多く見られましたが、演習を始める前に米海兵隊の大隊長らが通訳と共に周辺4町を挨拶に回ったと聞いております。浜中町には何時どのようなメンバーで町長とお会いされたか。

まず、そこからお聞きしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 私の方からお答えいたします。まず表敬訪問でございますが、8月22日金曜日13時30分に米海兵隊他9名が来ております。まず米海兵隊第12海兵連隊第3大隊長ネイル・オーエンス中佐、マグケイリー先任曹長、マニング伍長、それと深沢三等軍曹通訳の方です。まず4人です。

次に、在札幌米国領事館のゴーク首席領事、それと細川政事専門官2名です。北海道防衛局の現地対策本部ということで早坂現地対策本部長、それと佐藤係長、それと通訳として澤田係長以上3名、合計9名プラスドライバー3名でございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 相当大勢で来られたように思うのですが、例年と比べて人数的にはどうでしたか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 今年度は在札幌米国領事館の方2名が来ているので、その分が多いのかと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 先ほど異例とも言えるという言葉で、今回の訓練について質問するときに使ったんですけれども、通常よりもやはり多いということも、異例の中の一つだと思うのですが、その中で大隊長であるオーエンス中佐は、町長に対して挨拶の

中でどのようなことを強調しておりましたか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 21日に実は午前中の11時に町の方に来るという連絡がございました。しかしながら日程調整に変更がありまして、21日の午後1時半ということになりました。当初11時ということで町長が訪問を受ける手はずになっていましたが、急遽時間の変更がございましたので、副町長が対応したところでございます。

なお、その際に昨年あのような事故が起きたということを十分に認識し、またあのような事があってはならないと、二度と起こさないという安全管理、安全の徹底を図るということを挨拶の中で言うておりました。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） やはり去年の区域外に砲弾が着弾したという誤射の問題は、誤って撃ったこの問題を取り上げて、今後、これからそのようなことの無いようにという事で気を付けますということですが、具体的に何に気をつけるのかという、こういう対応をしているんだというのがありましたか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 先ず、安全確認の徹底、二重三重に安全確認をするということの内部規律といいますか、その徹底を図るということでした。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） この様にどのように気を付けるのかというと、二重三重にと必ずこういう言葉を使って、それが足りないのではないかと言ったら、三重四重にチェックをしてとそれが答えですよね。何故そういうふうになったのかという原因も何も言わないで、それで何か誤魔化されるような感じがして私はなりません、それに対して町長に変わって副町長はどういう立場で返答したかということですね。9人もそういう部隊の代表たちが来られて、ご苦労様でしたと、歓迎の意を示すような挨拶になったのか、実は偉い迷惑を掛けているんだとは言わないまでも、昨年のような誤射やあるいは一昨年のような火災を起こすようなことはやってはならないとか、こちらから注文をつけたことは何でしたか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 当日9名お見えになりまして、私どもと総務課長と総務係長3

人で対応しました。

一応、来庁しましたので通り一遍ですけれども、おいでくださいました事に対して最初に私が切り出すという挨拶ですけれども、実は20分ですけど、私が半分くらい話して通訳が付いたものですから、私が言ったのは去年の事故、その前の事故色々ありますけれども、そのことについては4町の連絡会議で、副知事以下で北海道として管内市町村で要望しております。そんなことを踏まえまして、今年一番その辺が問題であり、その辺の安全対策はもう万全を期して欲しいという話はしました。

今まで何年か訓練がありました、やはり町民の安全というのは第一で、我々行政の勤めというのは町民の命と財産を守ることが、我々自治体の使命だということをお話しました。それでこのようなことがないように無事といったらおかしいですけれども、去年の事がないように何もなく訓練が終わればいいというお話はしました。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** それでは実際に米海兵隊がやって来てどうだったのかということで、異例づくめといたしましたけれども、異例の1番目は兵員、車両、榴弾砲などの総備品の輸送は1万7,000トンの民間の貨客船ですね。日本通運がチャーターしたはくおうという船によって運ばれてきました。沖縄から根室の花咲港まで来ましたね。

例年ですと、去年まではチャーター機で沖縄から飛行機コンチネンタルという民間の会社からジェット機2機に分譲して400名がやってきて、そこから花咲に車両を取りに向かうというような形でやってきました。今回は船でやってきたのですが、町として船で花咲港にやってきたというのを知ったのは何時ですか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** この訓練が始まる前に、実は北海道防衛局それと北海道の危機管理対策室、それと4町の課長等で構成する幹事会というのがございます。確か7月・8月のちょっと日付は忘れましたが浜中町でその会がありました。

その際、チャーター機が使えないので、今年は輸送については花咲港に船便で来るといってお話を受けております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** いつ聞いたかというのを説明していないですけれども。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 幹事会は7月31日木曜日でございます。文化センターで

やっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 実は私たち米海兵隊移転訓練反対の連絡会、周辺4町釧路管内、根室管内で作っているのですけれども、最後まで船で来るというのは絶対教えなかったです。今課長の話で言えば7月31日に、もう船で来るという事が解っていたというのは本当かと思うんです。私は秘密裏に今回このチャーター便、船で来るというのは、やってきて初めて私たちが解ったと、そんなふうに自分たちとしては理解していますが、行政の方には1ヵ月前からきちんと知らされていたという事ですね。もう1回お願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 先ほど申しましたとおり7月31日の幹事会で、北海道防衛局の方からそういうお話を承っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） それはそうだということで解りましたが、私としては臨戦態勢で船で兵員と車両と大砲を運ぶ、しかも民間の貨客船で運ぶというのは、これは戦時中は戦闘態勢にある時は秘密裏で輸送する訳ですよ。7月31日の段階で8月19日の朝に着くんだという事が解っていれば、やってくる途中で攻撃されますからね。

それで最後まで明かさなかったというのは、私たちの方にはそういう関係で明かされなかったのかも知れません。それがまず一つ私たちにとっては、異例の対応だったと思います。それから船の輸送ですけれども、私たちは大量の兵員や装備を運ぶのは飛行機でなくて船で数日掛かりますけれども、大量の兵器を運ぶことができるという事で、船を使ったというのも、日米合同で船をチャーターしたというところに大きな意味を持っているんじゃないかと思います。

それが今朝の道新で証明されたように思います。今朝の道新は地理的制約を取り払う中東までというニュースがありましたが、日本の防衛庁が海外派兵する際の距離はどうかということでは、地理的な制約を外すというのが必要になってきて、今後そういう日本の海外派兵についての輸送については、こういうものを1つの大きな戦術の積み重ねではないかと思います。

異例の2つ目は情報隠しの問題です。情報を多くの人に知らせない、自衛隊や海兵隊が外部に知らせないで内部で自由に演習を行うという事で、まず海兵隊によるブリーフ

イングは実施されませんでした。演習の時間が無いといって。しかし海兵隊が今回の演習はこうやりますというのは、周辺4町のあるいは道に対する連絡会辺りに対しても、きちんと説明するということが要望として出されていたように思います。

防衛施設局が矢面に立ってブリーフィングを30分やりましたと、我々は米海兵隊に質問しようと思っているのを防衛局が代弁して話すんですよね。結局15分説明して残りの15分はあらかじめ質問を用意していた2人、それからもう1人は会場からの質問者でした。報道関係者からの質問は一切受け付けないというのが、その防衛局による姿勢でした。これに対しては参加者、報道関係者も含めてその場は抗議の場ともなりました。

また、今まで一般公開と言って演習の始まりの方で演習を公開する訳ですが、報道関係者と一般市民は締め出しました。うるさいからだと思います。4つの役場職員、課長や係長などが4つの町村から出てきます。いつも何も質問しません。質問するのは参加した議員からです。こちらから質問するというとオーエンス中佐はずっと説明してから何か他に質問ありませんかと何でも答えますからというのですが、質問するというと、防衛庁の役人がやめてくださいみたいな、なんというか質問を遮るという役割を果たしたり、役場職員と議員のみということでしたが、それにもきちんと注意事項がありまして写真撮影禁止です。もしも写真撮影した時には、見学会を取りやめて帰りますという、こんな子ども騙しのような脅しまでかけて、見学会や一般公開するというのは本当に抑圧するといいますか、そういう態度に終始しました。

私、ここに先日の臨時議会の時に渡された、矢臼別演習場関係機関連絡会議が要請書というのを出して、北海道防衛局長に要請書を出して説明を受けているのですが、その中で色々なことを何か新しいことをやる時には教えてくれという文面がずっとあるんですよ。それがこのように参加制限をしたり、発言制限を遮るというそういう行為があったことについて、こういう質問書を出した町としては、今の私の話を聞いてどの様に思いますか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** ブリーフィングでございますが、8月23日土曜日10時半から11時まで議員おっしゃるとおり30分の時間設定で実施されました。浜中町からは5名出席しております。役場からは2名出ております。その際、米海兵隊の立会がないということでございますけれども、北海道防衛局の説明によりますと、米海兵隊の

本隊及び装備品が8月19日にフェリーで花咲港に到着したと、24日からの訓練開始まで4日間しか時間がない、各種事前訓練や事前準備等に専念させる為、また訓練を安全かつ円滑に実施するため集中して訓練に打ち込みたい事から、北海道防衛局の説明会となったということでございます。

次に訓練見学会でございますけれども、8月26日9時半から11時36分頃までに実施されました。役場からは2名出席しております。この際、議員おっしゃりましたとおり報道及び一般住民を対象としておりませんでした。このことにつきましては、訓練を安全かつ円滑に実施するため、集中して訓練に打ち込みたい為であるという説明を北海道防衛局から受けておるところでございます。町としてはそういう説明を受けておりますので、そういう受け止め方をしているところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 課長がそういうふうに答えましたけれども、あなたには町長がこういう形でやってくれと言っている事に対して、違う答弁を向こうはしている訳です。それに対して怒りというのは出てこないんですか。ただそうですか、写真は駄目だから撮ったら帰らないと駄目だよと、そんな言論、表現の自由を抹殺するような日本の防衛庁の意向をそのまま受けるという、それは町長が防衛庁に申し入れた内容と全く違う内容が出てくる訳だから、それに対する怒りが無いということは、町長自身にも怒りは無いのかということになるので、町長答弁願います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 要請このことは道、そしてまた関係4町を含めて道防衛局で行いました。防衛局で要請したということは最初に出した要請書のとおりであります。回答は後日文書をもって回答するという事で出されて言われていました。それが結果的に今皆さんにお渡しした資料であります。経過としてはそういう状況になっているところでもあります。

ですから、要請書の内容と回答が若干そのことで違うという部分については、要請書が全部認められたというふうにはなっていないと思いますけれども、その事について事実関係としては、そういう状況に今あるところでもあります。それと今回の表敬訪問も含めて、それから去年も表敬訪問を受けていますけれども、その時は火事の関係がありましたから、その時も強く言っています。

ですから全て歓迎した状況の中で、決して浜中町は表敬訪問を受けているというふう

には思っておりません。向こうは表敬訪問と思っておりますけれども、こちらの方としてはしっかり4町、それから道を含めての統一した行動というのですか、要請をもって今日まで至っているということです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） その辺の状況を文章でされた中身と、よくよく中身を見たらやっぱり今回、彼らがやったような状況を想定しての回答になっています。だから非常に言葉遣いで騙されやすいといえますか、回答で言っている事とやっていることが殆ど違うので、そこをきちんと見抜いて要請したことについては、きちんとした答弁を要求するという姿勢を私は持っていただきたいと思います。

目隠しされたということは、今回の報道関係者などの締め出し、そういうのも含めて関係機関で要望をまとめて防衛局の方に提出していただきたいと思います。異例づくしの3つ目ですけれども、実弾射撃の発射弾数が多かった点です。発射弾数は移転訓練反対監視団、私達の監視団の調査によれば、10日間で2,064発撃っております。これは14回中3番目の数であります。1回目の1997年は2,801発でした。2回目翌年は、少し減って2,327発でした。今回は2,064発で14回やったうちで3番目に多い数でした。

それから、初日に撃った弾数今回290発ありました。ストップウォッチでなく度数計で2人、3人で監視所の中で計っている訳で、殆ど間違いなく初日290発、30日には305発で1日の数としては更新しました。翌日31日には、さらに更新され493発過去最高です。この30日・31日の発弾数は自衛隊ですら1日に撃っていない数です。地域住民からはうるさかったという声が上がりましたが、浜中町には凄かったと、何とかして欲しいとか、そういう抗議の声はありませんでしたか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 議員今おっしゃった発数だと思いますけども、町の方には特に抗議等の電話はございませんでした。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 実弾射撃訓練の時には、今まではずっと周辺を監視するという行動がありましたが、今年はそういうのは実施されたのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 町内的には8月14日に矢白別演習場実弾射撃訓練等連絡



会議ということで、役場内の連絡体制を作っております。なお、委員会の委員長は町長をトップとして、委員長代理を副町長、副委員長を教育長、関係課長を委員という組織でございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 私は、この監視するという町として安全に実施されているかどうか回って歩くというようなことは以前にやられていたし、今回のように1日の弾数にしてもすごく多いと、翌日でも翌々日でも良いから発弾地点や着弾地点に近いところの農家でも回って、どうでしたか何か被害がありませんでしたかくらいの状況を聞いて歩くということも、町としての責任でないのかと思いますが、如何ですか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 一応、班編成をしております。私、総務課長が総括班ということになってございます。酪農対策班ということで農林課長が酪農への影響などの調査また周辺の農家等の巡視活動等をやることになってございます。

また道路管理班ということで、建設課長の方で道路パトロールをしながら状況を把握するというふうになってございます。安全対策班ということで、教育委員会の管理課長が学校施設の騒音等の調査状況、あるいは児童生徒の交通安全対策というふうな組織になってございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 苦情はなかったから、何も問題はなかったと受け止めているという答弁にしか受けられないのですけれども、私はやっぱりそうではなくて、この訓練が18年目みんな音に慣れているんですよ。音に慣れていて多少大きくても仕方ないと、防衛のお金も出ていることだし文句も言えないというのがあると思うけれども、やっぱりそういう点、きめ細かに農家の人達がどういう気持ちでいるのかよく聞いて、もっと静かにしてくれというのであれば、その声を聞き出して反映させるということが必要だと思います。

次に進みます。要請書の中で安全対策徹底という部分で、小火器これは機関銃です。1分間に500発から1,000発の弾が飛び出ていく機関銃、小火器ですね。この訓練の実施に当たって、155ミリに榴弾砲と小火器の実弾射撃は同時に実施しないなど安全管理を徹底する事、こういう要望を小火器と155ミリ榴弾砲を同時にやらないでくれということを出しているんです。

それに対して矢臼別演習場において、地元自治体のご理解を得た上で、平成19年度から小火器の実弾射撃を伴う砲陣地防御訓練を実施しており、訓練実施の際は安全面の観点から、自衛隊の協力を得て自衛隊により採られている措置に従っているところです。こういう答弁です。関係4町の代表は小火器と155ミリ榴弾砲同時にやるのは今までやっていなかった、ですから小火器は小火器で155ミリ榴弾砲は榴弾砲で演習すると、同時にやらないと表明していたのです。そういうふうにしてくれといった答弁に対して、訓練実施の際は安全面の観点から自衛隊の協力を得て、自衛隊により採られている措置に従っているところであると、これはどういう意味にとっていますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 自衛隊の協力を得て、自衛隊により採られている措置というところでございますが、矢臼別演習場では自衛隊も訓練をやってございますので、その延長線上の安全措置と考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 小火器というのは平成19年から加わったものです。それは県道104号線越えの155ミリ榴弾砲の実施と関係なかったのです。ところが実践上では155ミリ榴弾砲ではなくて、機関銃の小火器の演習もしたいということから、平成19年にやらせてくれと、やる際には時間を区切って榴弾砲の演習時間と小火器の演習時間を分けてやるという約束でやりました。今回もそういう要望を出したんです。

そういう要望に対して、こういう回答が来てたんです。今課長が言ったように自衛隊がやっているのと同じようにしてやると、要するに機関銃でやって、それと同時に大砲を撃つということを自衛隊がやっているのです、そのとおりやる。今総務課長がそのように答えられましたが要望と全く違うでしょう。一緒にやると言っているんです、一緒にやるとは言っていない。ただ自衛隊がやっている通りにやりますと、こういう答弁について町長はどう思いますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 小火器と榴弾砲の関係についての演習の内容については、申し訳ありませんでしたけれども解りませんでした。正直なところ一緒にやっているという事すら解らなかつたです。

ただ、今要望書を確かに出しています。夜間訓練も夜間で撃たないでくれということも、その中には当然入っています。ただ要請書の中には入っていますけれども、現実に

撃たれているのも事実です。撃たれた段階でまた4町の名前で抗議のものは出しているところですが、要望がしっかり全て受け入れられているというふうには思っておりません。中身としては、もしそのことであれば、またその都度、今回これから次年度以降も当然来ると思いますが、4町の連絡会議の中で協議し、またその事を追加なり強化していきたいと思うところであります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** こんなふうになし崩し的にずるずるやってくる、ここをどうやっぱり押さえしていくかというのが、町行政の目の付けどころではないのかと思います。どんどん今戦争の方に進んでいますから。そこを現場でどうやって抑えるのかということは、やっぱり約束は約束、きちんと粘ってそんなことであれば町民には説明できませんというところまで、私は反旗をひるがしてもらいたいと思います。

今回大砲を撃ちながら機関銃を撃っている音、ずっと私たちの方では確認しております。ですから怒っているんです。それから今回2,064発撃ったうち発射弾数計っていても大体短い距離では31秒、長い距離では40～41秒で着弾地に行くんです。上で炸裂する照明弾とか、それから発煙弾、それらは上で破裂するので数えられるんです。でも数えられない弾が47発ありました。何処に行ったんだという話になりますが、これは9月4日に皆さんも家に居て聞いたかも知れませんが、私の住んでいる家、一階建てですがミシッと、これはやったなと思いましたね。3時半過ぎだったと思います。そしたら今度はドーンと大きいのが来ました。早速調べてくれと役場の総務課長に電話をしました。あの音は何だったのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** お答えいたします。議員からそういう連絡があり現地対策本部に確認したところ、不発弾処理という回答を得ております。

以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 物凄い音でした。不発弾処理を先ほど不明の弾が47あって何処に消えたんだと、監視団の中ではいっぱい打ち込んでいるので、砂のようなところもあって、あるいは火薬が入っていないでコンクリートでも詰めた弾が飛んで行って音のしない弾もあるだろうと、それで平地は海面状態になっていて柔らかくなっているのではないかという話まで出ていますが、いつもその日の午前中に終わったら、午後から

不発弾処理やるんです。それが4日の日でした不発弾処理をやったのは。何発不発弾処理を海兵隊が処理したのか、自衛隊が処理したのか。その辺をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 不発弾処理の件でございます。処理については1回でやった訳ではないということです。数回に分けてやったようでございます。ただ処理方法あるいは不発弾の議員おっしゃった47発ということですが、その発数については、現地対策本部の方に確認したところ、確認は取れていないという返事でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） そういうところまで、しっかりやってもらわないと撃った弾が何処に飛んで行ったか解らないというのは、今各地で起きているでしょう。だから何処に飛んで行って、いつ爆発するか解らないという状況もあるのですから、48発見えないといたら48発彼らも数えているんですから、足りない何処に行ったと血眼になって探しているんです。そういうものはなかったのかどうかも、きちんと明らかにしてもらいたいと思います。

自衛隊と海兵隊の共同訓練が今回行われたのではないかというのが私達の見方です。それは私が見学の時にオーエンス中佐に質問しました。ブリーフィングの時にも自衛隊がサポートしたと言っていました。それからオーエンス中佐が皆に説明する時には、今回は自衛隊のサポートがすごく大きな力になったと言いました。それで私の質問は155ミリ榴弾砲を撃つ時に自衛隊はどのようにサポートしましたか、と質問したところ、課長はその場に居られなかったのですが答弁できますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 申し訳ございません。

答弁出来ません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 155ミリ榴弾砲の発弾については、始まりから詰めて発射させるまで自衛隊員が両側に手順など間違えてないかどうか見ると、それから最終的には計器があっているかどうかを見ると。それで自衛隊がチェックをした後発射させる。

また、着弾地には海兵隊と自衛隊員も居て自衛隊員が慣れている訳なので、発射台もそうです。そういう部分でサポートを受けていますという答弁でした。この答弁から見

たら、米海兵隊が自衛隊のサポートを得ながら、共同で演習をやったというふうに私たちは取りました。

また、私たちの監視団の事務所では自衛隊がサポートすると、ブリーフィングで言った段階で長くストップウォッチや度数計を持って計っている監視の人が言いました。今年は安心だと自衛隊が見てくれたら、去年みたいなへまはやらないだろうと、今回は良かったということを言っているんですよ。オーエンス中佐も大変助かったと言っているんです。これは米海兵隊が訓練する時に、そういうところまでサポートをするという約束のもとに、演習を許しているのかどうかということでは、私はそうでないと思いますが、この点についてどう考えますか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 今議員おっしゃったサポート体制でございますけれども、正直その内容までは承知してございません。ただ、野火対策で陸上自衛隊のヘリコプターの支援による消火体制を整備したという報告は受けているところでございます。

以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 今、総務課長が答えられたことについては、やはり実施する前に野火が広がらないように草を刈るとか、そういうことは共同でやるというのは、私は何も共同訓練ではなくて安全にやるという点では、あって良いかと思えます。

ただ野火の原因がなんだったのかということについては、向こうは隊員のたばこの火だと言っているんです。火を噴くような爆弾を落としておきながら、火を噴くような照明弾出しておきながら、たばこの火だと言っているのが本当に子ども騙しのようなものでしたが、それでそれをどうするのといったら、演習中は演習場では、たばこは吸わないという約束もしているのです。

でも今回、演習の全体を指揮するテントの陰で海兵隊員が、たばこは吸っていませんね。何も野火の反省の上にも立っていないし、あまりケチなことは言いたくないけれども、全然約束を守っていないという話にはなりましたが、異例づくめの発弾数から車両の運送、それから目隠し報道です。これにしても本当に演習の内容からしても、演習そのものは訓練ではありません。もう戦場そのものです。午前中には避難訓練がありましたけれども、戦争の訓練というのは凄まじいものです。本当に平地がめちゃめちゃになるくらいの大砲を打ち込む訳ですから、1分1秒争って行かねばならないし、私は若い

海兵隊を見て思いました、アメリカで半年間物を持たないで素手で人を殺す殺し方3ヵ月、それから銃を持ってライフルを持って攻めていくという半年間の訓練を受け、真っ直ぐ沖縄を經由して船で矢臼別演習場にやってきて、しかも相手を撃つ、大砲を撃つ訓練をして中東とか色々行くんです。この人方は戦場の相手に何の恨みがあって行くのかということを私は矢臼別で考えましたね。アメリカで貧困な生活をしている人たちがずっと中東まで行って、戦争する相手を見たことも何もやられたこともない、そういう人に向かって銃を撃つ戦争をやると、これは喧嘩でも何でもありませんよ。ただ単なる人殺し、

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員、発言中ですけれども、後2分ですので2分以内にまとめてください。

**○10番（加藤弘二君）** 本当に真剣に弾をどうやって14キロ先の標的に当てるかと、そういう戦争の練習をやって、見知らぬところに行って銃を発射して人を殺すと、逆に殺されるという本当に人間が人間を駄目にするような演習に私達の自然が、彼らにそういうことをやらせるという戦争に手を貸すという、そのところから根本的に、こういうことは止めさせなければならないという気持ちを強くいたしました。時間がありますので、ここで私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

質問事項は協働のまちづくりについてであります。町長は町民と行政がともに進める協働のまちづくりを基本に、財政の再建と自立を目指すまちづくりを進めてきたと26年度の町政執行方針で述べております。そこで協働のまちづくりに関連する事案について数点にわたり質問をさせていただきますので、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、24年3月定例会で一般質問をさせていただきましたが、今年度のまちづくり懇談会は、どのような切り口で行う予定か。地域要望の優先順位を確認しての懇談となるのか。また町民には行政からどのようなことを求めていくのか。まず伺っておきたいと思います。お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** 今年度のまちづくり懇談会の関係でございますけれども、まちづくり懇談会は、隔年で開催しており、前回は平成24年度に開催しているところ

でございます。

今年度のまちづくり懇談会は、第5期浜中町新しいまちづくり総合計画を基本として、実現に向け町長及び担当課長等が各地域に出向きまして、まちづくりに関する意見、提言、要望等を直接住民の方々からお聞きしながら、今後の町政に反映させると言う目的を持って実施するところでございます。

今年度につきましては、既に9月1日付で各町内会の方に開催のご案内を申し上げております。開催時期は10月1日から11月28日までということで、現在、日程調整を進めているところでございます。懇談会の内容でございますけれども、まず町側から町行政についてということで、行政の現在の課題等について町側からご説明させていただきながら、町民の皆様からこれに対するご意見、ご提言等を頂きたいと考えております。

特に今年度につきましては、本町にとってとても大きな課題であります、役場庁舎の建設等のご説明も用意しているところでございます。

また次に、地域要望でございますけれども、地域要望は事前に各地域から2、3項目に絞って要望をいただきたいということで、今町内会の方と協議しているところでございます。回答につきましては、例年同様各課と調整しながら予算付が直ぐ出来るもの、次年度以降に関わるもの等、仕分けしながら地域要望の実現に向けて回答をしていきたいと考えております。

また最後に意見交換の事でございますけれども、町民の皆様からのお話を主に、町側からは前回平成24年度のまちづくり懇談会で要望をいただきました中で、特に検討中、積み残しているものについて各地域とも協議しながら、実現に向けて更に地域と要望を調整させていただきたいと考えているところでございます。

また、町民にどのようなことを求めていくのかということでございますけれども、まちづくりは町民の誰もが安全で安心して暮らせることができる地域社会をつくると、まちづくりの担い手であります町民の皆様が地域社会の担い手として、町民の力を生かした創意と工夫の取り組みを主体的に進める為にまちづくり懇談会を通じて様々なご意見、ご提言をいただいて今後のまちづくりの推進に役立てていきたいと考えているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 今の答弁100%の回答というふうに理解をさせていただきます。

実は9月2日に一般質問を出しました。そうしたら出した夕方に私のところに、まちづくり懇談会の開催要項が届きまして、今言われたような中身の回答が引き出せば良いと思っておりましたので、実現に向けてそのとおりの懇談会をしていただければありがたいと思っております。

それから今話題になっております、北電の電気料の値上げについても、まちづくり懇談会に入りますと地域からの要望が出てくると思うのです、これに対する反対。今朝の新聞についても農家の電気負担は相当なものになるというような話が、年間70万円を超えるくらい増えるというような話も出ておりました。そんなことから地域に入りましたら多分そういう声も出てくると思います。それらの声をまとめて、町長の方から北電の方に申し入れをすとか、そういうことを考えてみるというようなことはあるでしょうか。何処かの道内の町村では、町村長は正式に反対を表明したということも出ていますので、その辺だけ確認をさせてください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 現在、北電で値上げ申請について、経産省の方に上げて道内各地から値上げに対する反対要請等がされているところでございます。

町の方にも北電根室営業所の所長さんが見えられまして、まず値上げに対する考え方について理解をいただきたいという願いには来ておりました。ただ町としても値上げに、例えば17%程度の値上げとなりますと、年間にすると大体1ヵ月1,000万円程度掛かっていますので、単純に行くと1,500～600万円の町負担も出てくるということが、今想定されておりますので、機会がある毎に町としてもこの値上げについては、反対していきたくて考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 本当に町の財政的な部分も大変な事になると思っておりますので、是非値上げを最小限に抑えるような、上がっても本当に影響が少ないような形で行えるようをお願い出来ればと思います。特に町民が思っている部分については、泊原発ですね。これを稼働させるが為に値上げをするんじゃないかと、そういうような声も逆に聞かれている訳ですので、是非その辺を含めて対応していただければと思います。

それから、25年の12月定例議会で副町長から答弁をいただきました、防災庁舎の関係であります。これについては、青写真が固まり次第、住民の方々に十分周知したい



と説明会の開催などをしながら周知をしたいという回答がありました。

これは先程、課長の方から話があったように、このまちづくり懇談会で説明がされると思うのですけれども、どの程度までの説明になるのか、例えば建設場所あるいは規模等についても説明されることになるのかどうか。第一段階の青写真ですから、庁内プロジェクトで検討された状況のみを説明していくのか、もっと突っ込んだ内容になるのかの確認をお知らせいただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** 防災センターを兼ねた役場庁舎の建設の関係でございますけれども、今定例会終了後、議員協議会のお時間をいただきまして、庁舎建設に関する概要説明をしたいということで考えておりますけれども、この後、先程申し上げましたとおり、まちづくり懇談会が予定されておりますので、その際には現在までの役場庁舎建設に関する中間答申が、去る9月1日に出されておりますので、この中間答申に基づきまして、各町内会自治会の方に説明させていただきたいと考えていたところでございます。

主な内容につきましては、まず建設場所それと新しい庁舎に備える機能というのか、防災対策機能どういうものを役場庁舎に備えるということを中心の説明になろうかと思っております。いずれに致しましても、この庁舎建設となれば相当の期間、事業費等が必要となってきますので、先ず建設場所を何処にするかによって規模や機能というのが全て変わってきますので、今回検討委員会の方からの中間答申では、建設場所ということでの中間答申となっておりますので、それらについてご説明したいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 一般質問中ですけれども、この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時 1分）

（再開 午後 3時29分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。川村議員。

**○7番（川村義春君）** 2点目に移りたいと思っております。防災対策を含めた総合計画の実施計画書が25年度に見直され議員配布をいただいております。ありがとうございました。

防災減災対策のハード事業を実施する場合の、財源手当の見通しはということで防災機能を備えた役場庁舎、ローリング後の中では、まだ31年調査設計になっていました。

それから避難路については、霧多布が今年度調査設計、27年が丸山、28年火散布、

27年榊町となっていましたし、避難タワーについては、27年に基本調査設計ということになっておりました。何れにしても財源手当てが大変なことだと思います。実は、管内の保守系議員で組織しておりますけれども、釧路地方議員連絡協議会で釧路管内の災害対策災害復旧の早期対応に対する要請活動を釧路の振興局長、それから高橋はるみ知事へ8月17日と25日に6番議員と共に要請行動に参加をしてまいりました。

本町の要望については、津波避難路として道道片側2車線化の拡幅整備と防災センターの機能を備えた、災害に強い役場庁舎の建設に向けた財源措置の拡充を要請して参りました。山谷副知事が対応、それから市町村課の清水課長さんが対応をしていただきまして、財源対策については特に何時でも相談に来てくれと、こういうことを言われておりますので、企画財政課長は十分承知していると思いますけれども、その辺も含めて財源対策についてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** 防災減災対策のハード事業を実施する場合の財源対策でございますけれども、議員おっしゃられました庁舎、避難タワー、避難道等の財源については、ほぼ同一でございますので、まとめてお話したいと思います。

まず1つ目、補助事業としてでございますけれども、現在、社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業というのがございます。これにつきましては、地区公共施設等の整備として2分の1の補助がございます。この場合補助残については、東日本大震災復興特別会計予算に該当する場合は起債が100%適用になりますが、交付税措置としては80%が基準財政需要額に算入されると、ですから補助残の100%を起債で起こして、そのうち80%が交付税の基準財政需要額に算入されるというのがまず1つです。

ただし、この補助事業を活用しても東日本大震災の予算から外れた場合は、公共等の事業債が充当されるということで、この場合補助残の90%が起債の対象になって、そのうちの交付税算入30%が基準財政需要額に算入されると、多少不利になるという補助制度、この2通りの補助制度になります。

また、2つ目には単独事業として、緊急防災減債事業というのが単独の起債事業でありますけれども、これにつきましては充当率100%で、元利償還金に対する交付税措置として70%が基準財政需要額に算入されるということで、今まで庁舎建設や避難道を整備する場合、余り有利な事業というのはなかったですけれども、これによって大幅に有利な財源の活用ができるかと考えておりますが、何れに致しましても、各事業計画

が決定次第、道とも協議しながら本町にとって最も有利な財源確保に努めて参りたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** ただいま詳しく東日本大震災対象の場合の補助残の100%起債が80%交付税と、それから対象外の場合は90%で30%が交付税と、その他単独として緊急防災減災事業債100%充当で70%の交付税参入ということの詳しい説明をいただきました。庁舎関係で合わせて、道の振興補助金というのは5,000万円くらい貰えないものなのではないでしょうか。例えば文化センターの建設の時には、確か5,000万円貰ったような気が記憶的にあるのですけれども、そんなことがどうなのかということを確認をしていきたいと思ひます。

それから、緊急防災減災事業債を重点に活用するというふうになっていく訳ですけれども、例えば防災庁舎を建設しようとする場合、概算で平米数にもよるのですけれども、今の防災ステーションの機器等も含めて、移転して設置をすれば30億円くらいの規模の庁舎になるのかと想定はしているのですけれども、そうなってくると緊急防災減災事業債を活用することになると思ひます。

今の東日本の有利な補助制度に基づく起債が使えない場合に、その有利な起債を優先して使える対象地域ということになると、どのエリアになるのか。この辺だけお答えいただきたいと思ひます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** まず1点目の道の総合交付金の関係でございますけれども、これにつきましては事業としては対象にはなろうかと思ひますので、この辺については要望して参りたいと考えているところです。

それと後段の庁舎建設にあたって、緊急防災減災事業債を活用出来るエリアでございますけれども、基本的には浸水域からの高台への移転というのが条件となっております。ですから例えば、霧多布の現庁舎の裏側あるいは茶内市街、浜中市街に庁舎そのもの全部を移転する場合、これは基本的には該当になろうかと思ひます。ただし、全部茶内に仮に行ってしまったとなった時に、霧多布に支所はいらぬのか、防災庁舎はどうなるのかと言った場合に、支所に関しては今ある訳でございますので、これは完全に単独の事業となろうかと思ひます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 道の交付金については、要請していくということですから解りました。是非、財源対策として取り組んでいただきたいと思います。それから緊急防災減債事業債の活用のエリアということは、基本的には浸水域から高台へ移転するということは、庁舎と防災ステーションをセットされたもの、これがすっぽり役場裏山か、あるいは浜中、茶内に行く場合は対象になると。

ただし問題としては、移転した場合に支所機能というのは必要でしょうと。その支所機能は今のこの役場で良いということにはならないから、もっと高台に作ることになる。そうすることによって、その財源対策としては、一般財源しかないよという捉え方で良いですね。解りました。

それでは3点目に入りたいと思います。道道の複線化を要望しておりますけれども、工事開始までの工程を伺いたい。MGロード、道道琵琶瀬茶内停車場線、それから霧多布岬線、これについては湯沸の上りの右側ですけれども、歩道が途中から切れていまして、その設置もしていただきたいという要望があります。

それから別海厚岸線、これは暮帰別、榊町地区の道道ですけれども、この複線化ですけれども、路線毎にもし計画が解っているのであれば、今の状態どういうふうになっているのか、どこまで進んでいるのか、例えば、MGが優先するのであればMGロードについては、いつまでに調査設計をやって、実施設計がいつで、工事がいつからと書かれるのか。これを3路線で説明していただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 今のMGロード、岬線、別海厚岸線についての年度別の部分で解る範囲でお答えしたいと思います。まず北海道においては、MGロードは非常に重要な避難道路と連絡会議の中でも言われております。今現在、MGに関しては避難時の車両に関しての整理と避難時の運用方法の検討、これは警察がまだ検討中で回答はありません。必要に応じて調査などの検討はしていくとのことでございます。

MGロードに関しては、現時点で27年度には概略設計を行うということで確認しております。それ以降の部分につきましては、まだはっきり動向は解らないということでございます。

次に別海厚岸線、霧多布岬線はMGロードの部分のその後の検討でありますということでございます。それと霧多布岬線の湯沸坂上りの右側歩道の設置については、道道津波避難道路にかかる合同会議が、また今月末が来月上旬にありますけれども、それらの

中で複線化と歩道の設置等について協議を重ねて参ります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** MGロードについては、北海道としては重要な避難道路ということで、27年度に概略設計に入るということは、もう間違いないということの今報告を受けました。まだ実施設計、それから本工事がいつになるかというところまでは、まだ行っていないということで押さえて良いですか。これについては、まちづくり懇談会でもこのような説明になると思うのですけれども、もう一步進めて10月から11月に行われる、まちづくり懇談会で進めていけるような状況にはならないのかどうか。別海厚岸線については、MGロードとの交点の逆L字型の解消の部分かと思っておりますが、私どもが要望しているのは、暮帰別、榊町地域についても浜中に避難する為の複線化を要望しておりますので、その辺も含めて道にきっちり要望していただければと思います。

それから霧多布岬線については、同じようにまだ具体的な方向が見えてないようですから、これも強力に要請をしていただければと思います。これは私ども釧路地方議員連絡協議会でも要望してきましたけれども、開発期成会の方でも要望されていると思います。そんなことで強く要望していただければと思います。

4点目に入りますが、道路の複線化については数年先、今言われたようにまだ概略設計もMGロードの部分くらいしかできてないようですから、相当先になるのかと思っております。これは今年の6月定例会で質問をして、まだ何ヵ月も経っておりませんが、一方通行による避難訓練を実施できるよう関係機関に働きかけるということで、もう既に何回かはやっているのかということ想定しての質問ですけれども、結果はどうだったのでしょうか。この辺について伺います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** お答えいたします。先の6月議会でも言われたとおりの質問がございました。それで一方通行による避難訓練については、先ほども言ったとおり道道の複線化の会議でもお話をしまして、6月23日に直近では開催いたしました。この時には最初に道道の複線化の話で、MGの複線化の交通ルールの考え方からまず入りまして、最後に避難する際の今言われました、一方通行の考え方についてもお話をさせていただきました。

ですが、お答是的には除外規定はないということで、また再度持ち帰って検討したいということでありますので、今後も同様の会議が今月末か来月にまた開かれますので、

引き続き粘り強くこの辺は協議を重ねていきたいと思えます。

この道道複線化の合同会議ですけれども、北海道建設管理部より道路課防災担当、道路維持の各担当者、それと厚岸警察署より交通担当者、町では建設課防災担当で行っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 交通ルールの除外規定はないという回答ですけれども、6月の定例会の時も粘り強く協議して参りたいということで承知しております。

先程の1番議員の回答でも、一方通行の話がされていますけれども、本当に万が一の津波が来た時の状況ですね。既に複線化になっていけば良いわけですけれども、町長からもお話があったように避難率を高めて参加者が多くなって、実際、一方通行しないと本当に混雑してどうにもならないという状況を見せないと、やっぱり警察なり公安委員会が動かないのかと思えます。

これはシミュレーションで、例えば新川・暮帰別・仲の浜地域に車が何台あって、何台で逃げると、たまたま今年の訓練については車の台数もおさえていますけれども、それが本当に現実逃げるとすれば、それぞれの家庭で車を何台持っているかと、一般の例えば漁師であればトラック、乗用車、軽四と3台くらい持っているところがざらなんですよ。やっぱり自分の財産ですから、それに乗って逃げるとなれば相当な混雑が予想されると、そういった部分をシミュレーションすれば、おのずと交通量というかそういうものは出てくると思うんです。そういう事をシミュレーションして、それを提示して何とか複線化になるまでの間、一方通行できないのかというようなことを強く訴えていたきたい。その辺の見解を改めてもう一度伺いたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** ただいまのご質問にお答え致します。交通シミュレーションについては、北海道でも建設管理部の方でも今の大枠で、当初決めました3車線4車線の話がございますけれども、それに今度は先ほど検討していくと言った部分には、再度車の交通に関するシミュレーションも行うような話も聞いておりますので、これらの資料は今の現況路線に対しての部分で、十分使えると思えますので、この辺が見えたら、尚かつ余計にこれを強く現実の部分として訴えていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 理解しました。5点目に入ります。これも1番議員とちょっと重複しますが、この25年12月議会で私が質問しておりますが、地域毎の避難計画は25年度末までに地域に入り作成するというものでありましたが、どうなっていますかということで、1番議員の答えでは26年度中にとということで、まちづくり懇談会とは別に入るというように伺ったのですが、その様に理解してよろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** お答えいたします。先ほど1番議員の質問と重なりますけれども、これから行われますまちづくり懇談会の中に、一緒にやるのではなくて、まちづくり懇談会の中で地元の17自治会町内会の皆さんにお願いをしまして、後日、日程を改めまして津波避難計画これに添いまして、その後言われております地域毎の避難計画、これらの基礎となるものを詳細な時間も恐らくかかりますので、日程を改めて再度開催させていただきということでお願いに入ります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** これは26年度中、要するに27年の3月までに各地域に入るということで理解して良いですか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 26年度中ですので、27年3月までということで認識させていただいて結構だと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** これから6点目以降ですけれども、協働のまちづくりの具体的な事業について伺って参りたいと思います。

6点目ですけれども、町が設置した琵琶瀬木道500メートルの改修をNPO団体と共同でと提案された経緯についてですが、本年の3月定例議会で質問をしております。町としての方向性が決まった場合、町からトラスト等に協議して、是非やってもらうという回答をいただいておりますけれども、これについては新年度予算で対応が可能なかどうか。

厚浜木材加工協同組合の見積もり、これは税込みで1,600万円くらいになります。消費税が10%になりますともっと高くなりますけれども、工法については高床式ではなくて、浮き橋式の木造が310メートル、木チップ歩道が166メートルの476メ

ートル、そして中間と終点の500メートル地点に高床式のデッキ、高さ2メートルの踊り場を2カ所作る設計となって非常に簡単に出来そうです。既存の施設のように改修するとなれば5,000～6,000万円掛かると、前は9,000万円という、9,000万円は知床の高い木道という話を聞いていましたけれども、今の現況に合わせて造るとすると5,000～6,000万円掛かるという話でありました。その5,000～6,000万円と1,600万円くらいで終わるとすれば、この工法でやれば町民の参加ボランティアも可能ではないかと、現在の状況ですけれども、ステンレスの釘があちこち飛びだしております。2～3センチ飛び出しているところもあります。

それから段差が板1枚分、5～6センチ板の段差が付いているところが、10カ所くらいあるのかと終点まで行くと、それと歩道自体が斜めになっている、それでふちを止めている部分が腐って結構酷い状態であります。多分、現地を見られていると思いますので、万が一、その釘に足を引っかけて転んで怪我をしたということになりますと、町に管理瑕疵がありまして、賠償責任というような形も出てきますので、あまりひどくならないうちに町民参加のもとで、まさに協働のまちづくりのモデルケースになるんじゃないかと思っておりますので、この辺の考え方、是非新年度でやるべき事業じゃないかと思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（海道政俊君）** ただいまの質問にお答えします。方向性については、平成6年度に霧多布湿原園地整備事業で、約全長480メートルの木道を設置して20年が経過しているということで、ここ数年前から原課でもシーズンが始まる前に補修しながら、観光シーズンを超しているのが現状であります。NPO団体からも共同での提案も昨年いただいております。今議員が言いましたステンレスの釘で、浮いている部分も何カ所もある、段差もある、そして勾配も出来ているというのも原課としては確認して、釘の部分につきましては、ステンレスなので錆びないので浮いてきている状態も確認しております。

それはシーズン前に原課の職員で対応して、釘は全部一応打ってはありますが、当然、日が経てば上がるのかということもありますけれども、今のところ観光客の方からは苦情をいただいております。それで財政的にも大変厳しい中でありますので、当面、補修で対応して基本的には町が事業主体でありますので、何とか改修する財源を今後、模索しながら見つけ次第対応に向けて協議していきたいと思っております。



それと新年度予算につきましては、当面原課で補修の対応をできる予算を要求していきたいと考えております。また引き続き、財源の確保に全力を向けて模索していきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 前向きではなくて後ろ向きですね。この質問をして昨日現地をずっと歩いてきました。ステンのだんだからいくら打っても錆びないし出てくるんですよ。観光客の人が何人か居ましたから気をつけて歩いてください段差もありますからと、釘が出ていますから引っ掛けないようにと。

例えば、靴を引っ掛けて靴が裂けたとかそういうことがあり得るんですよ。私はもう一歩も待てない状態ではないかと。相当斜めになっているし補修で対応というのはもう限界ではないかと、そのくらい心配しているのです。町の財産ですけれども、複数の観光客が来る訳ですから浜中町のイメージですよ。イメージを高める、花のエゾカンゾウも湿原内で綺麗に咲くようになった、これは地域住民のやっぱり努力だったんですよ。

そういうことがあって協働のまちづくりということで、トラストからの提案で厚浜木材から見積もりを取って、こういう工法でやれば、これくらいの金額で安くできると1,600万円の財源、一般財源でいくのか、あるいは別な財源を探せば出てくるんじゃないですか。有利な起債を使うだとか、その辺、充分新年度に向けて検討していただきたいと思うのですけれども、新年度補修で対応できる予算を組みたいというけれども、どんな補修をするのですか。補修の方法というのも考えて、どのくらいの予算を組むか、もう既に原課で考えておられるのでしょうか。私は相当斜めになっているものを起こして平らにするというのは無理な話だと思います。いっそのこと全部撤去して浮き橋式に変えるとか、半分から木チップでやって所々に高い2カ所展望台を作るとそういう工法ですから、多分見ていると思うのですけれども町長も見ていると思います。こういう図面がいつていると思います。これは厚浜木材が出していますから、変な業者ではなくて地元の業者が作っている、見積もりもきちんと税抜きで1,490万円と出ていますけれども、税込になると1,600万円くらいになると思っていますが、何とか財源を見つけて、新年度で来年度にやらなければこれはどうだろう、観光客が折角やって来て観光協会のうまいもん市も目玉ですよ。そういう対応が出来ないのかどうか。この辺、町長か副町長お答え願えませんか。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** この質問につきまして、お答えしたような記憶がありまして、協働のまちづくりに向けてNPOさんの提案、非常に良い形だとお話申し上げました。

現場でも今の時点での考え方ですけれども、予算編成の時間もありますので、最終的に私が勝手に付ける、付けないというのは言えませんが、当局と現場も色んなご指摘を受けましたので、再度現場に入りまして、どうするかとこのようなことで進めたいと思っておりますが、後は査定の折のお話だと思っておりますが、議員の話では、もう一歩も待てないという状況だということは受け止めます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 副町長から前向きに検討するというような答えをいただきました。少しは安心しましたがけれども、財源がやっぱり一番問題だと思のんです。5,000～6,000万円掛けてやるよりも、1,600万円くらいで済む方がよっぽど良いし、ただ1,600万円に対しても別な財源を見つける、最悪一般単独債の75%起債で持って行くというのも方法なのかも知れないですし、それを10年くらいで2年間据え置き8年位で償還して行くと言うことも財源対策としては、あるのかと思っておりますので、充分検討いただきたいと思っております。是非、実現するように私からもお願いをしたいと思っております。

それから7点目、霧多布湿原クリーン作戦の実施時期を、少なくとも雪解け後の5月連休前の4月下旬に出来ないかという質問です。これについては、平成23年度までは4月下旬に実施をしてきました。24年からは何故か6月下旬になってきて6月下旬といえば、もう草が相当繁茂して、空き缶なりゴミが何処にあるか解らない状態でクリーン作戦がされると、これはどうかなと、当初の目的はやっぱり雪解け後、散乱されている空き缶、ペットボトル、そういったものが5月の大型連休を前に綺麗にしてあげることによって、観光客を清々しい気持ちで迎え入れると、こういうことが、主旨だったように思うのですけれども、今後そういう方向になるのかどうか、その辺のお答えをいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** 湿原クリーン作戦に関するご質問についてお答えいたします。自然の番人宣言湿原クリーン作戦は、霧多布湿原を中心とした自然環境廃棄物の不法投棄、ポイ捨てされたゴミなどから守るため、浜中町民が自然の番人として立ち上がり、浜中の自然環境を後世に引き継ぐことを目的に、本年も6月29日に120名の参

加のもとMGロードほか2ヵ所で清掃活動を行っております。

このことは、町民と行政が共に進める協働のまちづくりの一つでもあると考えております。これまでのクリーン作戦の実施時期ですが、平成16年度から平成21年度までは5月中旬から6月上旬に実施され、平成22年度にゴールデンウィーク前の4月29日に変更し実施しておりますが、この日につきましては雨天で中止となり、後日、関係者で清掃を行っております。翌年の平成23年度につきましても、4月29日に実施しておりますが、平成24年度からは6月下旬に変更して実施しているところです。

お尋ねの、まず4月から6月に実施時期を変更した理由ですが、これにつきまして4月末は、雪解け水が多く一部凍結があり、のり面と側溝のごみが拾いづらい、気温が低く暖かくなった時期の方が参加しやすい、また4月29日ということで連休の中日は避けてはという意見があったと聞いております。

また7月第一週には、浜中うまいもん市が開催され多くの観光客が来られる6月下旬に移行しているところです。実施時期は5月連休前の4月下旬に実施出来ないかというご質問についてのお答えですが、これにつきましては、平成24年度から湿原クリーン作戦は6月下旬ということで、道路維持の草刈後、うまいもん市の開催前にMGロードの清掃を行っております。今後の実施時期につきましては、草が生える前に実施してはという話も当然あります。それともう少し早くという意見も聞いております。観光シーズン前に、ごみのないきれいな景観で多くの観光客を迎えられるように、これは道路管理者や認定団体、関係者との意見を踏まえた上で調整が必要だと思っておりますけれども、担当者としては町民が参加しやすい時期ということで、一応、今考えているのは5月中の実施ではどうかということで検討しております。

ただ、議員おっしゃるとおり連休前のポイ捨てゴミというのも実際、散見されますので、これにつきましては状況を確認しながら、別途道路維持管理者や関係団体と協議しながら対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 町民が参加しやすい時期が5月ということをおっしゃいましたが、本当にそうでしょうか。やっぱり町民と行政が一体となって協働のまちづくりを進める上では、観光客を本当に綺麗な環境で迎えてあげる、自然の番人も含めて確かに凍っている部分はあるかも知れませんが、でも草がぼうぼう生えて探せない状況で、私は毎回参加しているのですけれども、ほとんど見えないです。

ただ一緒に歩いているだけで見えないから、今度は道道の別海厚岸線の散布地区や霧多布岬の湯沸の道路、アゼチ岬の道路方面をやってもらったり分散していますけれども、やっぱり大型連休が5月にありますので、その前というのが良いのかと思っているのですが、それでも、充分関係団体と今後協議をしていただきたいと思います。5月の連休が終わった後にやって良いのかというのも疑問です。5月に入ったら草は結構生えています。その辺も含めて再度、関係団体ときっちり協議を進めていただければと思います。答えはいいです。そんなことで進めていただければと思います。

8点目に入ります。エゾシカによる湿原内の植物の食害、交通事故防止に効果がある程度認められた電気柵ですけれども、仲の浜、琵琶瀬地区が設置済みで、今後は新川、暮帰別、榊町地区へと移行するののかと思っています。各自治会が取り組むことになれば、設置にかかる補助の予算措置は、可能かどうかということで伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** 霧多布湿原のエゾシカ対策事業補助についてでございますけれども、この事業につきましては、平成25年度より霧多布湿原のエゾシカ対策事業補助交付要綱ということで、霧多布湿原の植生をエゾシカによる食害から保護することを目的に要綱を制定し、その事業の経費の一部を補助しているところでございます。議員おっしゃられましたとおり今後、新川、暮帰別、榊町方面の湿原周辺の自治会からの補助要望があれば、その事業計画等を確認しながら、この要綱に沿って平成27年の予算化について協議していきたいと考えております。

ただ、今年3月28日に北海道エゾシカ対策推進条例が、今年度3月に制定されております。これにつきましては、エゾシカの交通事故等に対する道の防止策ですけれども、道はエゾシカによる被害の防止に関し必要な事項の把握に努め、国・市町村・事業者及び民間団体と連携、協力して、それらの状況等に応じた効果的な被害防止策を推進すると、北海道がこういう条例を作って今後、検討するというところでございます。エゾシカに起因する自動車事故等にかかわる注意を喚起するために必要な措置を講ずると、北海道がこういう条例をつくっておりますので、仮に今後、暮帰別、榊町、新川方面で交通事故に対するエゾシカの防止策となれば、今の町の湿原の保全にかかわる補助要綱とも若干反するところもございますので、今後、交通事故や海産干場にエゾシカの侵入による被害対策これらについては今回、道で制定されました条例もございまして、北海道とも協議しながら、その対策に努めて参りたいと考えているところでございますので、ご

理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 道が制定した条例の必要な措置というのは、どういう内容になっていますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 内容等については、まだ十分把握しておりませんが、例えば、道道でエゾシカによる交通事故が発生する危険性の高いところについては、今想像するには国道44号線でエゾシカの侵入防止柵等を設置していますが、そういう事を、北海道自ら道路管理者が今後設置するのかどうかということになるかと思っておりますので、それらの方も今後、道とも協議しながら、どういう設置方法が良いのか検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 了解しました。9点目です。元琵琶瀬共交地域の道路側溝、これはU型トラフで蓋がかかっておりません。これは住民の手によって側溝の草刈りだとか、あるいはU型トラフの倒壊を防ぐのに垂木や貫を切って、崩れないように地域自らがやっているんですよ。でも、どうしても倒壊している箇所が数カ所あります。

建設課長の方にも写真を添えて、急がなくてもいいけれども、出来るのであれば対応して、やってもらえればありがたいということでお願いをしてありましたけれども、見通しとしてはどうなのか。お伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 議員おっしゃられるとおり住民の方々には、草刈りまた垂木によってトラフを倒壊防止という形で保全していただきまして、誠に感謝しております。私も現状を確認しました。それでトラフに関しては、今日中に完了する予定で作業をしております。しかし、トラフ自体がかなり古くなって老朽化して、今後も出てくる可能性がありますので、確認しながら補修対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今日中に維持補修費で完了するという事で、本当に感謝申し上げます。地域の方々も大変喜んでのことと思います。老朽化したトラフですけれども、やはり地域にとっては水捌けを良くする為には、必要な側溝なので大事

に使うと思っております。

最後になりますけれども、26年の町政執行方針の結びで、今後も町民の皆さまとの協働のまちづくりを進めることを基本に、地域と産業が潤い誰もが誇れる希望に満ちた浜中町の創造に全力を尽くして参りますと町長が述べております。

まちづくり懇談会以外で、町民と行政が意見交換をし合える機会をどう作っていくのか、行く考えがあるのかを聞いて終わりにしたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** ご質問にお答えします。結びの最後に書いてあるところであると思っております。まさに今年につきましては、まちづくり懇談会という一番議論のできる、お話を聞く、協議ができる場だと思っております。まちづくり懇談会の中でと言いますか、産業団体ともこの間お話の場を持っているところでもあります。できる限りそういう場でやっているつもりでございますので、それでも尚かつ何かあるということであれば、またその時に協議していきたいと思っております。

先ずは、まちづくり懇談会で席を交えて膝を交えてお話して聞いていきたい、これが協働のまちづくりに繋がるんだろうと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 以上で、一般質問を終わります。

---

◎日程第10 議案第41号浜中町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例  
の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第10 議案第41号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第41号浜中町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成24年度よりソフト事業にも充当することが可能となり、本町においても本年度は保育所維持・管理事業として保育所運営経費に充当する予定で予算を計上しているところでありますが、本年度の交付金申請において、当該事業に交付金を充当する場合は、基金を設置し交付金の交付は基金条例が整備された後とする旨の指導がされたところでありますので、本年度の予算を確保す

る上にも、基金条例を整備したく提案させていただいたものであります。

なお、基金条例を整備することにより、交付金を複数年に跨り事業に充当することが可能となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第41号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第41号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第42号浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第11 議案第42号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第42号浜中町重度心身障がい者及び、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正については、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が、平成26年4月23日法律第2

8号により公布され、この条例で引用している法令のひとつであります、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴う所要の改正と規定の整備を行うものであります。

この度の法律改正により、本条例第2条第2項第1号の母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められ、同条同項第2号に定める父に関し法律の引用による定義が規定されました。

また、第2条第2項第3号(イ)の「で所得税が非課税の世帯に属するもの」を削り、児童に係る適用の規定を整備し、同条第4項の重度心身障がい者については老人保健法による医療に関する給付を含む。以下この項に同じ。の文言を削除する改正を行うものです。

なお、本条例の施行期日は、平成26年10月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第42号の質疑を行います。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第42号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。  
これから、議案第42号を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第43号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第12 議案第43号を議題とします。



本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第43号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合は、道内の市町村及び一部事務組合を構成団体とする一部事務組合であります。この度、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、構成団体の変更をする必要が生じたものであります。地方自治法第286条第1項及び第290条では、これを組織する地方公共団体の数を増減する場合には、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているところから、議会の議決をいただきたく、提案した次第でありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第43号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第43号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第44号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第13 議案第44号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第44号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。

今回は、議案第44号の茶内地区辺地の整備計画の変更について総務大臣に提出するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

辺地整備計画の変更の概要を申し上げますと、茶内地区辺地につきまして、これまで整備計画にあった茶内第3地区一般農道整備事業について、事業費の変更を行うものがあります。茶内地区辺地計画の整備期間につきましては、平成24年度から28年度までの5カ年となっております。

なお平成26年8月14日付け地支第674号をもって、北海道知事との変更協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第44号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第44号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第45号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第45号公の施設の指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。

霧多布湿原センターの管理運営につきましては、平成22年4月から平成27年3月までの5年間、指定管理者として特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストを指定しています。

この度、平成27年3月で指定期間が満了することから、平成27年度からの指定管理者を公募したところ、特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストからのみ指定申請があり、浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の選定基準に照らし総合的に判断し同法人を選定したものであります。

なお、指定期間につきましては、平成27年度4月1日から平成32年3月31日までの5年間としております。ここに霧多布湿原センターの指定管理者として、特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストを指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をいただきたく、提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第45号の質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 霧多布湿原センターの指定管理者の指定に関して、議案関係資料4の指定管理者選定評価結果報告書の2ページと、認定NPO法人霧多布湿原ナショナルトラストが応募をした事業計画書（6）ページの指定管理費の整合性について伺います。指定管理者の候補者選定にかかる審議結果で、トラストを指定管理者候補とされたことに異論はありませんが、2ページの管理業務に関する経費として、指定期間内5年間の予定総額1億4,143万円と記載されておりますが、5年で割り返しますと、現在の契約金額ですけれども2,828万6,000円税込みとなります。

一方、トラストの事業計画書による指定管理費は3,298万円であり469万4,000円の開きがあり整合性が取れておりません。評価委員会及び選定委員会においても、トラストの事業計画は確認済みと思いますが、指定管理者募集要領これをインター

ネットでとりました。それで募集要領の7の(2)で、本町が指定管理者に支払う年度ごとの指定管理費の額及び支払い方法については、指定申請時の事業計画書による提案内容に基づき、指定管理者と本町が協議のうえ、年度協定すると年度協定において、各年度の予算の範囲内で定めるというふうに募集要領の中では記載があります。

それでこの協議については、トラストの事業計画の収支計画に記された3,298万円をベースに協議すると理解して良いか伺います。

もう1点ですけれども、関連質問になります。議長のお許しがあれば指定管理者の事業報告書の提出期限について伺いたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 簡潔に願います。

**○7番（川村義春君）** 議長のお許しをいただいたのでお聞きしますが、毎事業年度終了後、30日以内に事業報告書を作成し町長に提出しなければならないと条例で定めがありますけれども、30日以内の提出は現実的には無理であり、60日以内に改正してとの要請がされていると思います。これは北海道に対する提出もそうです。税務署に対する提出も60日以内、管内では白糠町、釧路町、厚岸町が60日以内となっておりますので、改正していただけたらと思いますが、いつの議会で改正を提案するのか、お尋ねします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** お答えいたします。まずお答えが前後しますが、最初に提出期日の関係を申し上げます。浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第11条に事業報告書の作成及び提出ということで、指定管理者は毎年度終了後30日以内という規定がございます。議員おっしゃられましたとおり30日では色々と手続き等、厳しいということでございますので、60日に条例改正をすることにしてございます。

なお、その時期につきましては3月定例会を考えております。

次に資料の2ページ、主な募集条件の管理業務に関する経費の予定総額1億4,143万円でございます。これは平成26年度の一般管理費の2,828万6,000円の5年分の1億4,143万円となっております。あくまでも、これは予定総額となっておりますので、これをベースに考えていくものでございます。ということは6ページの事業計画の事業収入の3,298万円、これも今後トラストさんと町と協議を進めて最終的に決めていくものでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の答えは1億4,143万円というのは、26年度の契約の5年分ですということで、これをベースに考えるというお話がされましたけれども、そうではなくて、霧多布湿原センターの指定管理者の募集要領の7の（2）では、指定申請時の事業計画書による提案内容に基づいてということは、これはあくまでも指定申請時の事業計画書はトラストが出している訳ですから、トラストが3,298万円を基に協議をすると、これがベースになりますよということで解釈しないと、この要綱事態がおかしい事になりますよ。その辺もう一度答えてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 誤解があるようでございますけども、あくまでも指定管理費、3,298万円をベースにして、これから協議を進めていくということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） ただいま7番議員の質問からすると、今回は指定管理者の指定についてが議案であって、この管理費、これは今後の検討に値するものであって、町が出しているのは2,800万円程度ですよ。

但し、向こうから出てきたのが3,298万円で、3,298万円で決定した訳ではないですよ。これはあくまでも3月定例議会で予算が提示され、それによって我々議員としても判断していくということになっていくと思いますので、やはりその辺は、これが優先するという事にはならないと思うのですが、その辺は如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今6番議員さんの質問でございますけども、私どもが議案として出しているのは、公の施設の指定管理者の指定まさにそのとおりでございます。

その後に、金額の話ですけれども、これは議員おっしゃるとおり、3月議会に向けて協議をして数字が出ていくということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今後、協議を続けていくということですが、もしこれで金額が折り合わなかった場合は、どのようになるのか。その辺だけお聞きしておきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今3, 298万円ということで、ある程度の事業計画を持つての3, 298万円でございます。そうなりますと、その事業内容の精査も含めて数字が出ていくものでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 町が示した2, 828万円ですか、これに消費税が上がって、それからまた電気代が上がってきているということで、その辺について増加分については、やむを得ないものだと思いますけれども、十分に中身を精査していただきながらやっていただきたいと、これを指定管理者にした時の経過も含めて検討していただきたいと思いますが、その辺も含めて検討するつもりであるかどうか、お尋ねさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今議員おっしゃったとおり、そういうことで進めます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、議案第45号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第46号平成26年度浜中町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第46号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第46号平成26年度浜中町一般会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、林道に要する経費や産業振興資金貸付に要する経費、総合文化センター管理運営に要する経費など、今後必要とされる経費について補正を、お願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出、2款総務費では、電算システム運用に要する経費で、地方公共団体情報システム機構負担金66万3,000円の補正などのほか、農業委員会委員選挙に要する経費で、選挙の執行経費確定により176万円を減額するなど、総務費全体で5万3,000円の減額、3款民生費では、その他社会福祉に要する経費で、町社会福祉協議会補助280万円の追加と、基金積立金で指定寄附金の積立てとして、福祉振興基金積立金9万円を追加するなど、全体で365万5,000円を追加、4款、衛生費では、茶内歯科診療所に要する経費で修繕料40万4,000円を追加するほか、環境政策に要する経費で、住宅用太陽光発電システム設置事業補助36万円を追加するなど、全体で225万5,000円を追加、5款、農林水産業費では、農業基盤整備に要する経費で、いずれも道の負担金事業であります道営草地整備改良事業浜中西部地区と、茶内第3地区一般農道整備事業の全体事業費が増となったことにより、道への負担金をそれぞれ62万5,000円、500万4,000円を追加するほか、林道に要する経費で、林業専用道開設工事2,083万8,000円の増、水産行政に要する経費で、漁種選別機整備事業補助に対し道補助金の交付が決定したことから、415万5,000円を追加、産業振興資金貸付に要する経費で、産業振興資金貸付金1,652万5,000円を追加するほか、海岸整備事業に要する経費で、霧多布港海岸防潮堤嵩上改良概算設計委託料を補正するなど、農林水産業費全体で6,556万円を追加、6款、商工費では産業振興資金貸付に要する経費で産業振興資金貸付金552万円の追加などで620万1,000円を追加、7款、土木費では町道整備事業に要する経費で、町道改良舗装工事3,000万円を追加するほか、町営住宅維持管理に要する経費で町営住宅用備品購入34万9,000円を追加するなど、土木費全体で3,070万7,000円を追加、9款、教育費では、基金積立金で指定寄附金の積立てとして育英事業基金積立金10万円を追加するほか、総合文化センター管理運営に要する経

費で、設計内容の追加により文化センターの改修工事費4,149万4,000円を追加するなど、教育費全体で4,244万8,000円を追加。

以上により、今回の補正額は1億5,077万3,000円となります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金で特定防衛施設周辺整備調整交付金2,900万円、町債5,296万4,000円などを充当するほか、不足する財源につきましては、普通交付税3,124万5,000円及び繰越金662万6,000円を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は66億4,000万9,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第46号 補足説明あるも省略）

---

### ◎延会の議決

---

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

---

### ◎延会の宣告

---

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後5時 3分）



以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員